

平成27年第2回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第2回波佐見町議会定例会（第1日目）は、平成27年6月10日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清書 記 樋口晶子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
農業委員会会長	福嶋文徳	教育長	岩永聖哉
教育次長	平野英延	給食センター所長	中村和彦

5. 議事日程は次のとおりである。

- 諸般の報告 1 議長報告
2 例月現金出納検査結果の報告（2、3、4月分）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案要旨の説明

日程第4 町政に対する一般質問

午前10時 開会

○議長（川田保則君）

起立願います。皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（川田保則君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川田保則君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 松尾幸光議員、1番 百武辰美議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（川田保則君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの6日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの6日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（川田保則君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成27年第2回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

6月に入り、新緑が鮮やかで、初夏を思わせる季節となり、日に日に暑くなってまいりましたが、北部九州は平年より3日早く、昨年と同じく6月2日に梅雨に入り、豪雨による災害が多発するシーズンとなりました。そのようなことから、去る6月2日に波佐見町防災会議を開催し、防災計画書の見直しと危険箇所の視察を行ったところであります。

最近の災害は、昨年広島市で発生した土砂災害のように局地的集中豪雨でどこでも起こり得る災害でありますので、対岸の火事として捉えることなく、常に緊張感を持って早目早目の対応で最小限の被害にとどめるよう、関係機関、団体及び地域防災組織と一体となり万全の対策を講じ、町民の安全安心を第一に対応してまいり所存であります。

さて、ゴールデンウィークに開催された本町最大のイベントであります第57回陶器まつりは昨年より7,000人増の30万9,000人の人出であったということですが、年々目を見張るよう到来場者が増えており、特に近年は若い人たちの姿が多く見られるようになり、常に時代とともに進化する波佐見焼をコンセプトに業界挙げて取り組んでいただいている成果のあらわれであると思っており、大変喜ばしいことであります。

このように来場者が増えると駐車場の確保が問題であり、陶器まつり協会とも検討を重ねてまいりたいと思っております。

また、町営工業団地に進出が決定しました昭和金属工業株式会社につきましては、所有権登記も完了し、工場建屋建設のための建築確認申請等の手続も進行中で、近々着工の運びとなる予定であります。残地につきましても長崎県産業振興財団とも連絡を密にして、引き続き優良企業の早期誘致に向けて全力を尽くしてまいります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）は今回1億円を追加し、補正後の予算の総額を57億5,200万円といたしております。補正の主なものは、歳入では地域活性化事業債や子ども・子育て支援整備交付金等の県支出金並びに平成26年度決算に伴う繰越金の増額等であります。歳出では（仮称）歴史文化交流館用土地建物購入費及び基本構想策定業務費、放課後児童クラブ施設整備事業費補助金、学校給食センター食缶洗浄機購入費、幼稚園長時間預かり保育運営費補助金、保育所等整備事業費補助金等であります。

議案第41号 平成27年度波佐見町国民保険事業特別会計補正予算（第1号）は今回40万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を20億3,160万5,000円といたしております。歳入は療養給付費交付金の増額等で、歳出では保険給付費、後期高齢者支援金及び保健事業費等の増額が主なものであります。

議案第42号 波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は今回1億4,996万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を2億1,556万5,000円といたしております。これは町営工業団地の売却に伴い、公債費の繰上償還に充てるための補正であります。

議案第43号 専決第1号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月31日付で改正され、4月1日付で施行されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第44号 専決第2号 波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行令の一部が4月10日に改正され交付されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第45号 専決第3号 平成26年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、さきの町議会定例会後において歳入歳出の見込み額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額に2,000万円を追加し、補正後の予算総額を57億9,200万円といたしております。歳入では町税、地方交付税及び町債の増額と国・県支出金及び基金繰入金の減額等で、歳出ではふるさと創生基金積立金、庁舎建設基金積立金、減債基金積立金等が主なもので、

その他、各費目にわたって事務事業の実績による予算の整理をいたしております。

議案第46号 専決第4号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から246万円を減額し、補正後の予算総額を18億5,330万円といたしております。歳入では保険料及び県支出金の減額及び基金購入金の増額、歳出では保険給付費の減額及び予備費の増額が主なものであります。

議案第47号 専決第5号 平成26年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に194万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,796万8,000円といたしております。歳入では保険料の増額、歳出では広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第48号 専決第6号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から3,390万円を減額し、予算の総額を11億8,470万8,000円といたしております。歳入では県支出金及び繰入金の減額、歳出では保険給付費の減額が主なものであります。

議案第49号 専決第7号 平成26年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から403万4,000円を減額し、補正後の予算総額を3億7,027万5,000円といたしております。歳入では負担金の増額及び一般会計繰入金、町債の減額、歳出では建設費の減額が主なものであります。

報告第1号は平成26年度波佐見町一般会計予算において、報告第2号は平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計において、それぞれ年度内にどうしても完了できなかった事務事業について次年度へ繰り越すもので、地方自治法の規定に基づいて報告するものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（川田保則君）

日程第4. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い順次発言を許します。

12番 中村與弘議員。

○12番（中村與弘君）

梅雨明けの晴れ間のきょうでございますが、傍聴の皆様方、本当に御苦労さまでございました。まだまだ災害は続くと思いますが、十分に先ほどの防災会議も含めて進めていかれますように祈念申し上げます。

さて、一般質問の順序に従って質問いたしますが、町内の県道を含めて、町道も含めて、道幅の拡幅整備についてでございます。

今感じますに、歩道とは別に、あるいは歩道の中に自転車用の通路整備が波佐見町においては全くない状況であり、波佐見高校や中学校の自転車通学生の保護の面からも必ずや必要であろうと思うところでございます。中でも拡幅も含め県へ陳情する考えはないかお尋ねしたいと思います。最近は特に新道を含めて町外では立派な道路がつくられておる。そういうものに含めて町内のインフラが非常におくれつつあるというものも感じつつ、この質問を続けていきます。

特に昔から言われておる県道1号線、あるいは4号線における年次計画でございますが、現在どのような計画になっておるのか。全然今のところその進展が見られない状況でございますので、従来の計画はどうなっておるのかをお尋ねしていきたいと思います。

続きまして、古民家の買い取り、予算に上がっているところでございますが、屋敷場所は駐車場にはよいと言われる方もいらっしゃるということを聞いておりますが、42年を経過し、雨漏りする木造建築の古民家について、補修を加え、文教地区へ建設移転する考えはないのかをお尋ねしたい。

また、土地謄本の全部が見えない状況、提示されていない状況の中で、我々が審議するにはまだまだ資料不足と思われるのですが、丙ですね。甲乙丙がございまして、丙が提示されていない状況の中で審議が非常にしづろうございます。この丙を提出できないのかどうかをお尋ねしたい。

以上、壇上で終わりますが、あとは発言席で再質問したいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 中村議員の御質問にお答えいたします。

町内県道の拡幅整備について、自転車専用道路の拡幅を県に陳情する考えはないか。また、県道佐世保嬉野線、県道川棚有田線の年次計画はどのようになっているのかという御質問で

すが。

県道整備につきましては、これまでも毎年数回、継続路線の早期完成や未着手区間の早期着工、さらには地域からの要望も含め、緊急順位等を総合的に考慮し要望を行っており、今後も県道における交通安全の確保や生活環境の向上、地域経済の発展を図るため、県道整備事業の促進について引き続き県へ要望を行う考えであります。

通学路の安全確保につきましては、企業等進出により通勤時、退社時に相当の交通量があり、混雑、渋滞があつています。特に通勤時は児童生徒の通学時と重なり交通事故が心配される場所であり、その防止が必要となります。

一昨年、通学路の安全点検や交通状況の把握のための現地確認を行い、学校やPTAなどの関係機関と連携を密に取り合い、児童生徒の安全確保に努めていただくことにしております。また、歩行者と自転車を分離して自転車専用レーンを設置するには新たな道路改良計画や用地等の確保が必要となりますので、現段階での計画はありません。ただ、町内に設置されている歩道には自転車及び歩行者専用の道路標識が設置されており、歩行者に注意しながら通行できるようになっていますので、今後とも自転車の交通マナーの向上を目指す必要があります。

県においては、今後さらに高齢社会が進展する中、社会情勢の変化に対応し、子供を事故から守り、高齢者が安全安心に外出できる交通社会の形成を図る観点から、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩道を整備するなど、安全安心な歩行空間が確保された道路交通環境整備の強化を図るために歩道整備計画を策定されることになっています。

県道については町道と同様に生活基盤や産業振興の根幹をなすものであり、多くの要望が各市町から出されているところです。本町におきましても、これまで工業団地関連で飛瀬から村木間のように周辺状況の変化に対応するために、緊急な要望や、また地元からの要望等について、それぞれ緊急性、必要性等を総合的に判断し、生活環境の向上や交通の安全確保を図るため県へ要望を行っており、小規模な工事等を含め、継続事業など可能な限り実施していただいているところであります。

県道整備の年次計画ですが、県道佐世保嬉野線の改良計画につきましては、現在永尾工区を進めていただいております、平成27年度事業費は5,500万円で次年度以降も計画されています。用地等の確保ができれば、早い時期に完成できるのではないかと考えられます。また、歩道整備や通学路の確保の観点から、できる箇所から順次進めていただいております、歩車道分離のた

めの防護柵も設置されておりますが、特に家屋等が連担している地区においては相当の事業費が必要となることから、非常に厳しい状況にあります。平成27年度の歩道計画は、永尾郷の6分団詰所から上永尾バス停までの区間を測量、設計される予定です。

県道川棚有田線ですが、改良率100%で歩道もほぼ整備されており、舗装等の維持管理を要望しております。その他の県道路線につきましても改良工事や歩道等設置工事が予定されています。

なお、県においても厳しい財政状況の中、事業実施についてはこれまで以上に緊急性や費用対効果について重視されていて、より効果的な歩道整備を行っていくために優先して整備する必要がある箇所を抽出し、計画的に整備を進めていく必要があると言われております。本町としても、今後も継続路線の早期完成や未着手箇所の早期着工等について引き続き要望をしていく考えであります。

次に、古民家の買い取りについて、42年を経過し、木造建築の古民家については補修を加え文教地区へ移設する考えはないかという御質問ですが。

町は第5次総合計画の基本目標の一つとして、豊かな心を育むまちづくりを掲げ、文化・芸術の推進政策の中で、地域文化・芸術の継承と創造を主要施策としており、今後は400年に及ぶ波佐見焼の歴史や、町内に残る古文書や、生活記録資料、それに縄文・弥生時代から昭和初期までの貴重な歴史的な資料を設備の整った歴史資料館に保管、保護する必要があります。

このようなことから、建築後42年経過した大規模民家が空き家になる見込みであるとの情報を得ましたので、専門家による現地調査等を行い、総合的に判断した結果、購入しようとするものです。建築後相当の年数が経過していることから建物の一部には雨漏りや傷みも見られますので、当然改修は必要となります。町としましては、移築には相当の費用や多額の用地取得費も必要となりますので、移築しての活用は考えておりません。

次に、土地謄本の全容が見えない状況、特に丙の内容が明らかになっていない状況での判断は無理と思うがどうかという御質問ですが。

当該土地及び建物につきましては、長崎地方法務局佐世保支局から全部の現在事項証明書、いわゆる登記簿謄本の交付を受け、権利等の内容について確認をいたしました。権利部には所有権に関する事項である甲区と所有権以外の権利に関する事項である乙区のみがあります。したがって、議員が言われる丙はありません。所有権以外の権利に関する事項である乙

区には金融機関が根抵当権者として設定してありますが、所有者及び当該金融機関と町の3者で協議を重ねた結果、町が購入することについて合意に達したところであります。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

県道についても県で行う考えであると言われましたけれども、町道においては町で行う必要があると思います。特に中学校前の歩道、ここを区分等する考えはないのか。事故が起きる前にちゃんとした整備をしておけば自業自得ということになりましようけれども、行政のインフラができていない中で事故でも起これば、その責任も問われるということになります。特に自転車の子供たちが多いところを早急に部分的にでも整備する必要があると思いますが、いかがなものでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まず、町道の整備につきましてでございますけれども、当然中学校周辺、あるいは中央小学校付近の歩道整備が未整備であるというところがございますけれども、この件につきましては、当然地元と協議をいたしまして事業を進めているところでございますけれども、一部用地の相談ができないところがございます関係上、整備ができていないという状況でございます。

それから、ほかには交通安全施設等の整備としまして、ほかの路線も行ってございまして、それに伴いまして道路改良、あるいはそういったことで歩道の設置等も行ってございまして、

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

今おっしゃるように未整備地区、あるいは今後も整備しなきゃならない状況であるところ、早急に手を打つところはどこなのかを、あるいはどのような手を打とうとされているのかを、現在のお考えをお示し願いたい。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

まずもって、町道整備等を行う場合には地権者の協力がなければ当然進みません。そういった中で、地元自治会、あるいは役員さんを交えまして、そういった協議を行いながら進めている状況でございますけれども、何せ用地の取得ができない限りは整備ができないという状況でございますので、そういった等を含めて根気よく交渉を行っている状況でございます。以上です。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

私も入って何十年も続けた交渉もございますが、そこだけに集中してお願いしてもだめだということが思われます。であるならば、何らかの対策がないのか。かわりの対策というのは考えられないのか、現在はお尋ねしているところでございます。やりたくても、提供したくも提供できないという場所、ここに代替地とかいろいろな対策もあろうかと思いますが、お考えはないのかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

当然交渉の中で、私たちができる範囲、あるいは代替地等についてもちょっと話をしたんですけれども、本人からの申し出がない限り、その代替地のあつせんもできないというような格好もございますので、まずもって協力体制ができて、協力ができないというような状況ですので、それを本人に大分当たってはいるのですけれども、なかなかできて、進捗をしていないという状況でございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

同じ人たちが相対して、いつまでも何回でも交渉してもらちが明かない。そういうときにはどういう考え方を持っていればいいのかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

最終的には町が主体となってやるべきだろうと思いますので、私たちがやっております。その中間的なものにして、その自治会なり、あるいはこの役員さん、あるいはそういった関係のある方をお願いをして協力体制を願っているところでございますけれども、それでも進捗ができないという状況であれば、今の段階ではなかなか推し進めるということが難しいかなと思っております。

ほかにもそういった路線を抱えているところもございますけれども、私たちとしましては当然できる方向で粘り強く進めていくということが、私たちにかけられた職務だろうと思っておりますので、そういった形で進めていきたいと、今後もそういうふうに考えております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

町では強制執行等々はできないだろうと思うんですが。我々も強制執行の役員として県の事業に参加したこともございますが、何もわからんところをいいでしょうと言わなきゃいかん。当人たちはここはやれんというふうに頑張っておられるけれども。ちょうど我々は青年団の役員で入って、あるいはほかの方たちは婦人会の役員さん、県の役員さんたちが来て、何もわからんままに地図上で、はい、やりなさいという執行ということになりますから、血も涙もないのかというような執行の形です。

だから、そういうことになる前に、人情ある我が町のことでございますから、ちゃんと説明し、納得いく形で事業ができる形をとっていただくように進めていただきたいと、かように思うので、非常に厳しいかもしれないけれども、何度も足を運んで、御苦勞をかけるかもしれないけれどもお願いをしていただければと思います。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

道路に限らず、いろいろな形で土地を相談する場合においては、やはり相談事でございますので、いろいろな形でお願いをするわけでございますけれども、なかなかどうしてもということもございます。そういった場合においては、先ほど建設課長が申しましたように、地

区の自治会役員さん、あるいは地元の町議の方にも協力を願ってお話を進めているわけですが、できませんけれども、できないからといって、次から次に行っても、相手があることですので、そこは状況を判断しながら、できるだけ相談ができるような形で今後も粘り強く進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

いわゆる取っかかりが何であったのか。最初が何であったのかですね。そのことは反省していただいて、今後の役に立てていただければなと思う。最初にだめだと言われるのに、押しかけて、何度も行かれたというようなこと。それから曲がってしまったといいますか、とげを取り除くことができずに現在に至っておるというような状況かと思うんですが。

そういう厳しい中で、お互いに大変だろうと思うんですよ。行く人も、来られる方も。だから、そういう人材を今度は変えながらと、私は最初に申し上げたのですけれども、そういう部分を含めて、第三者を、部落の自治会の役員さんと言われましたけれども、そこあたりはずっと変わっております。非常に、同じ地域のことでございますから、お願いに行かれる方々も大変だろうと思います。しかしながら、その場所を変えられないということであれば、何度も足を運ばないかん。誠意を持たれて進めていただきたいと思いますところでございます。

変えることができるならば、多少遠道になろうとも、その場所を変更していただければなというふうに思います。絶対そこが必要なのか、再度お尋ねします。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

これは相手がいらっしゃることですので、余り言うことができませんけれども、やはり相手の気持ちを尊重しながら、こちらも丁寧に説明しながら、納得できるような形で今後も進めてまいりたいというふうに思っています。どうしても、やっぱりそこが必要になるものですからね、やはり時間をかけて、ゆっくり、じっくりとお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

全体的な自転車の通行道路から学童の通る歩道の拡幅も含めて、絶対そこが必要だということであるならば、もう再度お願いをして、そこを許可いただかなければ、拡幅もできないということになるかと思いますが、努力の仕方が今では足らなかったと、その反省点を立ちながら再度お願いをするという形で、つくってやるけんがという捉え方じゃのうして、そこをいただかなければどうにもならない、この道の拡幅ができないということをお願いしていかれるというふうに思いますが。子供たちの交通安全のために、全体的な町行政のインフラ整備のためにということで進めていかれる。このことがプライドを持ってどっちともされるんでしょから、何度でも足を運んでいただければ必ずや実現するだろうと思いますが、再度お願いしていきたいと思います。

続いて古民家の件に移りますが、非常に雨漏りもするというようなことで聞いておる状況の中で、そのまま整備だけをするということになれば、取り壊して行うのと余り変わらないの費用はかかります。それでも、なおかつそこに固執して整備すると、移転をしないということであれば、新しくつくって、波佐見の貴重な古陶器を置く場所、陳列場所をつくれれば、50年、100年ももてると思うんですが、この古民家に対して、あと100年耐久できるのかどうか。そういう整備をするには幾らかかるのかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

土地の購入とは別ということで、今、建物の購入の件で新築ということでありましたけども、それに関連していきますと、現在の計画しております予定額の2倍ほどかかるのじゃないかというふうに想定をしております。また、現在の予定しております建物を改修した場合に100年もつのかどうかというのは、やっぱりそれについては、私たちもその保障はできないと思いますけども、できるだけ長くもつような改修、補修を行いたいと思っております。その保障というのは明言はない状況でございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

経費が2倍かかって、保障ができないという状況では、どういうレベルで判断をするのか

ですね。いわゆる建設会社が、自分から建てた社屋ならば、あるいは館ならば保障もしましょうけれども、改修で建てたものは、そげん何年保障しますというようなことはできないかと思うのですね。そういう保障のあり方、やり方。個人のものじゃなくて、社じゃなくて、町のものですから、ちゃんとそこあたりの設定はしていただいております。100年もつということは想定外であって、事故といいますか、災害がいつ来るかわからん状況でございますから、そのときが100年目だったという話だけではできないと思いますね。そういう確とした約束事といいますか、保障を取りつけられる形をつくっていただかならんとします。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

今の波佐見町の状況の中では、やはり移転改築して2倍もかかる、今の状態で改修をすれば、到底40年、50年はもてる、そういう専門家のきちんとした方がやられます。そしてその時点になれば、その都度必要な補修とか、ことをやって取り組んでいければ相当な期間はもてる。何年保障せろとかというようなことは、そういう取り決めはなかなかできないんじゃないかな。

そして今の時代に、新しい場所が、文教区といっても、文教区というのは中学校、総合文化会館周辺であろうし、その土地が取得できるかできないか、不透明なところがある。もし仮にしたとしても、金額的に今の現在の段階でやっているところが2億2,000万ぐらいかかるのが倍以上かかるわけです。そこに移転改築して。そして、そういう中に新しくつくるとなったらコンクリートでつくらにゃいかんと。今の時代にコンクリートというのは非常にもう、こういう歴史文化会館的な形になってくると、やはり古民家をそのままの雰囲気を生かして、やはり新しい歴史資料館のモデルになるんじゃないかなと。あそこの周辺にコンクリートをつくって、もう言えば、それにふさわしいということには7億、8億かかるんじゃないかと。前の試算ではですね。

今の財政で、そうすると、町の財源はいろいろなところに多岐多様にわたって費用があるわけですね。それによって住民の皆さん方に、町民に過度な負担、次の世代の人に過度な負担を残すようなことはやらないで、最小の経費で最大の効果を出すというのが、今の状態、今の位置で、そしてきちんとした改修をしてやっていくのがいろいろな形でベターだという

ふうに判断をいたしておりますし、この前の全員協議会でも、そういう面では大方の御理解はいただいたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

ありしも地方創生の中で古きを再生させるということにマッチしたものだろうと町長はお考えだろうと思いますが、古民家は古民家としての考え方を持てなければ、新たなコンクリートづくりにかわるものとして、耐久できるかどうかということは到底不可能だろうと思いますね。だから、100年のうちに何回も補修を必要だとするならば、それこそ無駄な努力を進めていくということになると思うので、最初からきちっとしたものをつくり上げて教育委員会に渡すというふうにしなければ、またばい、またばいと。今の中学校も何度も補修もしておるようでございますが。

そういう面も含めて、いい古民家ということであるならば、もう少し慎重な時間を必要だろうと思うんです。時間に合わせて急に降って湧いたような話からこの件は出てきた。そういう面では、我々も視察に行きました大分県もございましたけれども、本来の古陶器の陳列、古文書の陳列、保存をできるような施設づくりが必要だろうと思うんです。このことを古民家の中でつくろうとするならば、もっと大変な費用が必要になってこようと思います。そういう面で、町長のお考えがなぜそんなに急ぐのかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

古民家において古文書とかいろいろな資料等もきちんとした形の中で保存展示ができると、そういう改修をしていただいた費用が出てきているわけですよ。そして、維持管理費にしても、やはり新しいところだったら、またそれぞれの空調から何からすると、維持管理費がもっと高くなるんじゃないかなというふうに思っております。

だけん、そういう面で、今の時点では、やはり急に降って湧いたというようなことは、はっきり言えば、その物件がなかったら歴史資料館なんかつくるつもりはありませんでした。今の波佐見町の財政で新しく資料館をつくるというようなことではとても考えられない。これは次の世代に大きな負の遺産を残すと。だから、三上コレクションにしても藤田コレクシ

ョンにしても、民間でもいろいろな古文書がありますけれども、いつできるかわからん、棚上げせんとやっていけない。新しい文教区にそのような資料館をつくるということになればですね。まずその土地が手に入るかわからん。全く不透明。そういうときには計画も何も立てられません。しかし、現在の段階では、非常にこういう今の時代では、やはりそういう古民家を生かした、趣のある、そういう中で歴史文化の交流館ができるということは、また地域的にも県道沿いであるし、そして、また観光的にも、やはりまち歩き観光の中でそういう地域の活性化にもつながってくると、最良の物件ではないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

町長は、もう決めたこと、最良の物件とおっしゃいますが、湯無田地区の地下はどうなっているのかお尋ねしたい。わかっておられるかどうかかわからんけれども。かつては金山があった地区でございますね。今のところ災害がないところでございますが、掘りめぐりがされていると昔から聞いておるところでございます。

そういう面で、100年ももてると体現されましたけれども、本当に大丈夫なのかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

地下のほうは私は潜ってみたことはありませんけれども、聞くところによりますと、きちんとくい打ちをされて、何本もされてしっかりしているということでございます。ただ、屋根のほうが十分でなかったということは御本人さんのお話を伺っているところでございます。

そういう中で、20年、30年、きちんとその時代の流れの中で、その歴史文化資料館としての機能を果たしていくと。40年、50年になったら、また時代は変わってきます。そしたら、それに見合った改修なり補修なりをしていけばいいことであって、コンクリートで1回つくったら、そういう改修はできないです。時代が変わってから。だから、その木のぬくもり、和風の建築、そういうようなものは今の大きな、今からの時代の趨勢ではないかなと、トレンドでというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

地下は潜ったことがないからわからんと、おっしゃるところはわかりますが、金山坑跡の図面というのはどこかにあるはずと思うんですが、そういう検収もせずに、そのまま地盤、10メートル、20メートルぐらいのところできい打ちをしたというだけのことで大丈夫なのか。坑というのは、もっと下、地盤は強いところと言われておりますが、なかなかにして、いつそういう災害があるかわからない状況のこの世でございますから、本当に大丈夫かを十分審議していただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうことまで大変御心配をいただいておりますけれども、そういうことを言えば切りがないです。もうあれから地域全部そうですから。しかし、みんな安心して住んでいらっしゃるんですよ。そしたら、そこは何もできんですたい。せつかくある貴重な建物ですから、これをこのときに生かさないといい点はないというふうに思っております。今あなたのおっしゃるようなことをしとったら、何もできんですよ。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

皆さん、何もできん、何もできんということじゃなくて、現在はそのなりわいはされているところがございますね。町が計画してそこに施設を新たにつくるというときに、あえてそこを選ばんでいかなきゃならんのかどうか。文教地区、いわゆる指定すればどこでも文教地区になろうかと思うんですが、今までの文教地区は大概、今の中学校地区になるかと思いますが、そこと限らなくても、移転、土地の取得をされて、そこを指定した場合に文教地区になっていく、これが行政のあり方でしょう。

かつて警察前から左側といいますか、中学校側は全部文教地区であって民家は建てないと言われてあったときもございました。ところが県道から10メートルを許可するとか、20メートルを許可するという格好で、ずっと民家ができていったところでもございました。だから、

文教地区というても、新しく指定していくのが文教地区であって、時代相応に変わっていくのがその線引きのときでございます。

そういうことにこだわらずに、だから新たに取得できる土地、高ければ安いところをそういうところに指定していける、そういうことが必要なのではないかと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

文教地区でなくても、どこでも新たに土地を求めてって。今の波佐見町で1,000坪の、そしてそれにふさわしいところが、我々が求めるような価格で私たちは考えられません。今までも工業団地の用地がないか、それから空き家対策にしてもいろいろなところを見て回っております。去年あたりから陶器まつりも駐車場が足りない。ここはできないか、あそこはできないか、可能なのかって。あるけども農用地であったり、いろいろな形で手も足も出ないわけですよ。当てのないところに、そのような形で探せばあるじゃないかというようなことは簡単にはできません。土地も建物も十分活用できる状況ですよ。これをあえて当てもない土地を探して、そこにつくれと言うたって、町民の皆さんの理解は得られないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

町民の皆さんの理解を得るためにいろいろな施策をしていく。そうであれば、先ほども申し上げたように甲乙丙の欄をちゃんと提示してもらいたいと。丙の欄は提示がなかったと、法務局がなかったということでしたけれども、なければいけない、それでいいんでしょうけれども、そういう面、本当の幾らにかかっているのか。幾らというか、費用プラスの担保金ですからね、どうなるのか。そこあたりをもう少し詳しく検証するためには必要だと思うんです。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

登記簿等についてのお話をされておりますけれども、以前は甲乙丙まであったらしいんですね、様式がですね。これは様式がもう変わって、甲乙欄だけになっております。丙の欄は

もうないんですね、様式がですね。ですから、答弁にありましたように、この全ての権利がわかる甲乙の謄本でもとって、その上でのお話ですので、何も我々が丙のやつをいたずらに隠していると、そういうものではございません。全部権利を、状況を全部調査した上でのお話でありますので、それは議員のお考え違いではないかなというふうに思っております。

それと、先ほどからいろいろと話がありますが、やはり鉄筋コンクリートにおいても100年という話が出ましたけれども、100年はもたないというふうに思っております。しかし、木造は東西一棟、大きな木造の建築はありますけれども、100年育った木はメンテナンスをよくすれば100年もてる、1,000年育った木は1,000年もてると、よくそういうことを言われますので、むしろ木造のほうが日本の気候風土に合った中で育っておりますので、相当もてるんじゃないかなと私は思っております。100年という証明はできませんけどね、相当もてるというふうに思っております。

それと、やはり今の古民家のほうが、今の時代、日本が高度経済成長でどんどん大きくなっていく時代においては、鉄筋コンクリートの新しい施設をどんどんつくってまいりましたけれども、もうそういう時代はやってまいりません。今、田園回帰とか、あるいは地方回帰とか、都会の人たちが田舎志向の気持ちが、そういう傾向は強いわけですね。それは波佐見町においても講堂とか、あるいは西ノ原の旧窯元のあのあたりの町並みとか、中尾の裏道といますかね、ああいうところが非常に観光客に好まれてきております。ですから、そういうところをこの歴史文化交流館として整備をすれば、観光の面においても相当私はプラスになるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、私どもはあそこが一番最適な施設になるんじゃないかなと思って、このような予算を計上してお願いするというような形になったわけですね。

以上です。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

今、副町長も念を押して最適だとおっしゃいましたが、ほかの専門家の方々、何人かにも調査依頼をされていると思いますが、専門家としての方々の御意見というのは提示できるのかどうかをお尋ねしたい。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

専門家の意見につきましては、この古民家を利用するということが決まりました後に、いろいろなその使用方法等について専門家等を入れたいと思いますが、教育委員会といたしまして、今この件について考えを述べろということであれば、今現在、文化財保護行政事務、あるいは出土品の保管、研究所等々については、御存じのとおり教育委員会分室で仕事をしております、専門的な資料館的なものがございません。したがって、その分室の施設そのものがもう築50年を経過しております、もう雨漏りはする、天井は落ちる、耐震もできていないという状況でございます。したがって、文化財的な館というふうな、いわゆる事務的なものをする場所、研究する場所、そういうふうなものを行う場所というものが一刻も早く欲しいというのが正直なところでございます。

したがって、この古民家の話が出ましたときに、その歴史文化資料館的なものの用途を示すことができるのかということを経済委員会サイドで判断をいたしましたところ、やはり文化資料館的なものに必要なのは収蔵スペース、作業スペース、事務所スペース、そして大切な展示スペースでございます。このスペースを最低限度持った資料館というものが必要になってまいります。したがって、その点から古民家というものを検討いたしました結果、十分それに対応することのできるそういう建物であるということに教育委員会としては考えた、結論に達したところでございます。

したがって、この話が今後どういうふうに進んでいくかわかりませんが、我々としてはそういうスペースが可能な資料館というものが一刻も早くできて、そして波佐見の重要な文化財、貴重な文化財、あるいは歴史教育のできる場、そういうふうなものがこの古民家でできればいいなというようなことを考えているところでございます。

したがって、現在のところ、町の情勢を見たときに、新たなものを新たな地に建てるということは非常に遠い先になってしまうということを経済するならば、今この古民家というものを最大に活用して、波佐見の文化を発信する場、そういうふうなものができればいいなというふうに思っているところでございます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

我々もこの判断、決断のときには、自分たちの素人の判断ではできないから、そのような専門家の方に大体の見積もりと、そういうふうなことで、その歴史資料館として機能を十分発揮できるか、そのための改修がきちんとできるかということを確認した上で話を進めてきて、そして全協で議員の皆さん方にも説明をしたところでございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

専門家による、何ていいますか、保障が取りつけられたと。教育委員会にしても、一日でも早い展示室、補修室、作業場等々が欲しい。ここにおいてこれを手に入れなければ、いつできるか先行きがわからないという状況の心配、そういう中において、しょうがないけれどもここを確保したいというお考えだろうと思うんですが。

やっぱり我々町民としての考え方としては、どうしても先長く、いわゆる100年はもたないコンクリートづくりと言うかもしれんけれども、もてるであろう望みができる館づくり、古民家づくりとか、展示室づくり、展示館づくりといえますか、教育にすることができる建物、建屋、そういうのが必要だろうと思われるものでございます。二重づくりにならないようにしなければならん。波佐見においては公民館はないんですね。文化会館ができたから公民館は要らないと言われた。昔の場合、言われました。であっても、公民館活動という形で一生懸命されておる。そういうふうなちぐはぐのことがないようにしなきゃならん。

もう公民館づくりが、公民館の中で一生懸命文化館づくりをされて進めてこられたところでもございましたが、公民館活動をされてきた各部落が、公民館ができたところでもございますので、公民館発表をその中でやっておられる。いいのができたから、それで昔のものはそれで終わりなんだというだけのことじゃなくて、続きができるような形、いわゆる文化財を保存して、今後も末永く保存して残していくための施設づくりを古民家でいいのかと私は最初から申し上げているんですね。教育委員会としてはちゃんと施設ができればいいと。施設ができればいいのだけでも、それには相当のお金が必要になる。最初から必要になる。あるいは時々修正をかけていく。その修正が最初からできることがいいじゃないかと申し上げている。大変な事業になるかと思いますが、保存活用していく、その中身が大変だろうと思うんです。

古民家における保存活用、保存活用というか、あるいは新たにつくるものは町外、県外に

もいろいろございましょうけれども、相当の、保存には保管には経費が必要なんです。そういうものがどこに類似的に似たものがあるのかどうかを調べておられれば提示願いたい、教えていただきたい。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

そういう建物がほかにあるのかという御質問でございますね。

県内でも古民家を利用した施設もたくさんございますし、九州、全国的にも古民家を利用したそういう博物館的なものはたくさん例がございます。したがって、そういうふうな例も参考にしながら、我々はこの古民家というものの活用というものができればというふうに思っているわけで、先ほど、もう場所が変わればいいという、教育委員会の場所が変わればいいという、そういう短絡的なものは考えておりません。

歴史文化交流館でございますので、やはり波佐見独特の、波佐見らしいそういう資料館というふうなものをつくるのが、やはり大きな目標になろうかと思えます。波佐見町はやはり焼き物を中心として、そういう昔からの文化財的なものもたくさんございます。そういうふうなものを展示したときに、古民家にそれを展示したときに非常にマッチするなど。やはり環境からも、展示環境からも非常に波佐見の特色を生かしたそういう展示ができるというふうなことも我々としてはその構想の中に入っております。

具体的な構想は先ほども言いましたように、検討委員会を立ち上げて、どういうふうな内容にするかということを進めていきますけれども、短絡的に今の築50年の分室がもう老朽化しているからこっちにというものではございません。そこにやはり移すためにはどうなるかということを考えて、古民家ということ考えたときに、古民家も非常に波佐見の特色を生かせる資料館になるなという、大きな特色として生かせるなということも考えての先ほどの発言でございました。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

他に古い民家を活用したものがあろうかということですが、県内におきましては、口之津の民俗資料館、それから長崎市の古写真資料館、そして小値賀の歴史民俗資料館、そ

して県外におきましては、本町の友好都市でございます枚方市の鍵屋、そして近江八幡市の資料館、そして府中市の資料館、こういったものを参考にしながら検討しているところでございます。

○議長（川田保則君）

中村議員。

○12番（中村與弘君）

古民家に枚方市の鍵屋が入っていると。かつて鍵屋との交流の中で、我々の机の上にちっちゃい資料といいますか、鍵屋の、何て言いますかね、あれは、あれが入っていたんですかね。昔、鍵屋、枚方市との交流のときにいただいたものということで、近ごろ見かけたもんやけん入れときましたというメッセージがありましたが、そういうふうなところに再度調査をされて、それでよかったのかどうかをお尋ねしたい、調査を入れていただきたい。この報告は後でお願いしていきたいと思います。

繰り返しになりますが、古民家の件はそれで了解せなきゃならんと思いますが、その町道拡幅の件はですね。

○議長（川田保則君）

中村議員、時間です。

○12番（中村與弘君）

はい、じゃあ、後でまたしましょうね。

○議長（川田保則君）

以上で、中村與弘議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時25分から再開します。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、10番 松添一道議員。

○10番（松添一道君）

皆さん、こんにちは。きょうは傍聴にたくさんの方に来ていただきまして、本当にありが

とうございました。きょうは一般質問をするのにも大変弾みがつきます。これからも暇なときには議会にお見えいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、質問に移りたいと思います。

私は、初めに農業振興について質問をいたします。

今現在、地域農業が大変厳しい状況に直面をいたしております。農産物需要の低下、価格の低迷が続き、急速な農業者の高齢化が進むとともに深刻な担い手不足になり、担い手の育成とともに集落営農組織をはじめ、農家が役割分担と共同して地域と地域の農業が持続可能になるように取り組む必要があると思います。

新たな国の農業政策では、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設を4本の柱として改革を推進されています。特に米政策では、平成30年をめぐり、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも需要に応じた主食用米生産が行われるように、関係機関と取り組まなければならないとなっています。

それでは、質問に移ります。

初めに、認定農業者の数は最近5年間ではどのように推移しているのかをお伺いいたします。

次に、現在、集落営農組合の法人化が進められておりますが、今後集落営農組合が持続的発展をしていくためにどのような支援策を考えてられるのかをお伺いいたします。

次に、今後水田農業の振興を図るためには、水田フル活用による畑作物の導入を進める必要があると思いますが、どのようにお考えになるのかをお伺いいたします。

次に、農地利用集積を図るため農地中間管理機構が設置されておりますが、現在の取り組み状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

2番目に、町民の健康づくりについてお伺いをいたします。

私はことしになって健康という言葉が身にしみております。特定健診を毎年受けてきてよかったと思う者の一人でございます。町民の健康、安心の確保については大きな課題であります。高齢者、現役世代を問わず、町民の健康増進維持について、町民一人ひとりが考える必要があると思います。

現在行われております特定健診でも、係では努力をされているにもかかわらず、なかなか健診率が伸び悩んでおります。これは町民の方にもさまざまな事情があるにせよ、健康に対

する町民の関心が弱いと言わざるを得ません。自分の健康は自分で守る。特に長寿社会になりますと、若いころからの健康管理は特に必要であると思われます。

また、国民健康保険は極めて厳しい財政状況にあります。医療費の高騰は財政上からも問題であります。今後も取り組まなければならない最優先課題であると思っております。

これらのことから質問に移らせていただきます。

初めに、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のための特定健康診査について、ここ5年間の受診率はどのように推移しているのかをお伺いいたします。

次に、特定健診と同時に行われておりますがん検診の受診率はどう推移しているのか、お伺いをいたします。

次に、学校教育の中で健康教育についてどのように行われているのか、お伺いをいたします。

国は国民健康保険の都道府県単位での運営を目指していると聞きますが、行政としてどのように捉えられているのか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

10番 松添議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業振興について。

農産物の価格の低迷が続き、急速な農業者の高齢化が進み、担い手不足が深刻し、農業経営が厳しい状況に直面している。持続可能な農業政策に取り組んでいかなければならないと考えているが、その中で農業認定者の数は最近5年間ではどのように推移しているかという御質問ですが。

認定農業者制度につきましては、平成5年に制定された農業経営基盤整備強化促進法に基づきスタートした制度であります。効率的、安定的な農業経営を目指して頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくことを目指すものであります。認定農業者になるには5年後の経営目標を設定するための農業経営改善計画を自らが作成し、町の認定基準をクリアする必要があります。

本町では平成7年度に3名の認定農業者が誕生したのを皮切りに現在に至っているところ

でございます。最近5年間の推移を申し上げますと、平成22年度が76名、23年度が78名、24年度が76名、25年度が72名、26年度が71名となっており、ここ二、三年はやや減少傾向にありますが、おおむね七十数名程度で推移している状況であります。

この制度は5年ごとに計画の見直しを行うことになっていますが、その更新時期に合わせて、高齢化などを理由に若い後継者との交代であったり、状況によっては更新しないケースも出ているようです。今後とも本町農業の中心経営体となる認定農業者や認定新規就農者などの育成支援、あわせて新たな人材発掘に引き続き努めてまいります。

次に、集落営農組合に対する支援策についての御質問ですが、本町では平成18年度に9地区の集落営農組合が組織され、農地の集約化と大型機械の共同化が進められてきました。集落営農組合の設立に当たっては、将来的には法人化することが要件とされていたことから、これまで研修会や協議を重ねた結果、昨年度には5組合が農事組合法人として設立されたところです。なお、法人化への移行ができていない4組合につきましても、さらに法人経営に必要となる労務や経理管理の研修などを実施し、負担軽減を図りながら協議を重ね、平成28年度までの法人化を目指し鋭意努力してまいります。

今後とも集落営農活動がさらに活発に展開されるよう、組織リーダーの育成支援、各種情報の提供など、組織の安定的な運営が図られるよう支援してまいります。

次に、今後水田農業の振興を図るためには水田フル活用による畑作物の導入を進める必要があると思うが、どうかという御質問ですが。

米政策の見直しによって平成30年度からは生産数量配分が廃止されることとなり、主食用米から飼料用米等の非食用米への転換がますます拍車がかかるものと予測されますが、本町としましては、これまでも波佐見町農業再生協議会において水田農業の振興策を国の政策に沿って検討し、基本的には米・麦・大豆を中心に、飼料用稲（WC S）等の新規需要米を加え、各種交付金制度を活用して本町の水田農業の方向性を見出しているところです。

平成26年産からは米の直接支払交付金の半減や米価変動補填交付金の廃止など、経営所得安定対策の見直しを踏まえ、さらなる生産基盤の整備や農地の集積、集落営農組織の経営基盤の強化が必要となっています。

波佐見町水田フル活用ビジョンでは、主食用米品種の作付転換による収量増を図るとともに、大規模化や低コスト技術化で生産費の削減による経営の安定を図ることとしています。

また、麦、大豆においては、播種時期の天候不良などでここ数年減少傾向にありますが、

排水対策や適正な肥培管理、栽培管理の徹底により、実需者のニーズに応える生産量の確保に努めます。さらに、飼料用稲（WCS）や飼料作物については、今後も畜産農家の需要に応じた取り組みを進めてまいります。

今後も国の政策転換に対応するために、これらのビジョンやプランをさらに充実し、本町の農業振興に努めてまいります。

次に、農地利用集積を図るため農地中間管理機構が設置されているが、現在の取り組み状況はどのようになっているのかという質問ですが。

高齢化などで耕作が困難な農地を意欲のある担い手などに貸し出す農地中間管理機構の集積制度がスタートして1年が経過しましたが、平成26年度の全国や県内の状況を見ますと、借り受け希望面積に対する機構が貸し付けた面積は約2割程度にとどまっているようです。これらの要因としては、集積制度の周知不足や、先祖代々受け継いできた農地を手放すことへの抵抗感などの課題も浮き彫りになっているようですが、県機構としては、公的機関が責任持って借りるという責任感を持って農家にアピールしたいと、2年目の意気込みを表明しています。

本町における平成26度の農地集積の状況を申し上げますと、63名から83ヘクタールの借り受け希望があり、そのうち40ヘクタールが機構に集積され、貸し付けマッチングが成立したのが39ヘクタールとなっております。

今後ともさらに集落営農組織や地区農業推進員などを中心に制度周知を図るとともに、貸し出し農地の掘り起こしを進めながら担い手の農地集積に努めてまいります。

次に、町民の健康づくりについて、生活習慣病の予防と早期発見、早期治療のための特定健診の受診率とがん検診の受診率状況についての御質問ですが。

特定健診の受診率の向上対策として、自治会総会などでの説明会や、未受診者への訪問による勧奨、電話勧奨、勧奨はがきの送付、受診率目標達成自治会への奨励金制度などを実施しています。

ここ5年間の特定健診の受診率は、平成22年、41.2%、平成23年度、49.6%、平成24年度、50.3%、平成25年度、43%、平成26年度は速報値で45.7%となっております。受診率目標60%には達成していませんが、特定健診の重要性を啓発することで受診率向上を推進してまいります。

特定健診と同時に実施しているがん検診には、胃がん、肺がん、大腸がんがあります。平

成26年度の受診率は、胃がんは15.0%、肺がんは35.9%、大腸がんは28.9%となっています。

学校教育の中での健康教育については教育委員会から答弁があります。

次に、国は国民健康保険の都道府県単位での運営を目指していると聞かすが、どのように捉えているかという御質問ですが。

今回の改正法では、医療提供体制の責任主体でもある都道府県が市町村とともに国保の共同保険者となるように見直し、都道府県が医療保険財政の観点からも効率的な医療提供体制を構築し、国民皆保険を支える国保を将来にわたって安定的に運営できるようにすることを狙いとしています。

具体的には、都道府県と市町村の役割分担見直しの前提として、3,400億円の公費を新たに投入して国保の財政基盤の抜本的な強化を図るとともに、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体を担うように見直し、市町村は引き続き保険料の賦課徴収や保険給付、資格管理などを担うと規定しています。新制度の詳細な内容や運用方法は政省令等で定められることとなっていますので、厚生労働省は今次国保改革を取りまとめた国と地方の国保基盤強化協議会を近く再開し、国保改革の細部を具体化する議論に入る予定です。

細部を具体化する中で課題になるのは、都道府県が策定する国保運営方針のガイドライン、都道府県が市町村に示す標準保険料率のあり方、保険者努力支援制度の評価指標などで、各市町村が平成29年度に定める必要がある平成30年度の保険料に影響するため、国は地方との協議を進め、平成28から29年にかけて順次具体化を図る方針です。

本町として、国と地方の協議を注視しながら、平成30年度からスタートする国保の新体制に遺漏なく対応できるよう準備を進めてまいります。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

松添一道議員の御質問にお答えをいたします。

学校教育の中で健康教育はどのように行われているかというお尋ねでございますが。

学校教育が目指す究極の目標は、変化の激しいこれからの社会を力強く生きるために必要な生きる力、つまり、確かな学力、豊かな心、そして健やかな健康のバランスのとれた子供たちを育むこととしております。

中でも、議員お尋ねの健康に関しては、健康教育を中心に、児童生徒一人一人が生涯を通

して自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てることを目的に、さまざまな場面を通して具体的な取り組みを行っているところです。特に健康増進、維持、予防などに関する取り組みとしては、小学校の保健領域や中学校の保健体育科の授業において、健康な生活と疾病の予防という分野で、健康の保持増進や疾病の予防には保健、医療機関を有効に利用することがあること。また、個人の健康は健康を保持増進するための社会の取り組みと密接なかかわりがあることなどを学習し、自らの健康は自らが主体的に保持し健康な生活を営むことをことが大切であるとともに、必要に応じて医療機関や行政機能を有効に活用し対応することの重要性などを学んでおります。

さらに、小児期の生活習慣病が注目される中で、家庭教育と学校保健教育とが連携した保健教育を重視し、病気や健康についての知識や対処の習得、あるいは食生活のあり方等についても学んでおります。そのほかにも、学校保健委員会において学校医の専門的な健康安全指導や、養護教諭による心身の健康保持指導等、幅広い分野で健康教育を行い、将来につながる資質、能力の育成に努めているところであります。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

答弁ありがとうございました。

初めに、認定農業者のことについて再質問をいたしますけども。認定農業者は全国的に減少傾向であるというふうに言われておりますし、波佐見町を見ても、少しずつではありますけども現実に減っております。そういうことを考えますと、それから新規就農者がなかなか少ない。それから今の現役世代がもう高齢化をしているということを考えますと、これからどうしても認定農業者は減ってくると思っておりますが、その辺の対策についてどのようにお考えであるのかをお伺いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

認定農業者の今後の推移と申しますか、対策についての御質問でございますが、その前に、ただいまお話がありましたように、これは本町だけの推移、傾向じゃなくて、全国や県の状況も同じような状況になっておることでございます。ただ、逆に法人化された組織が増えて

きているというのも事実でございます、本町でもそうですが、集落営農組織が法人化をされているというような状況で、こういったところでの法人化が増加しているのが要因ではないかなというふうに考えております。

対策といたしましては、これは国の政策にあるんですが、45歳以下の若い農業への就農者を発掘しまして、そういった方々を支援していこうという制度がございまして、年間150万円の助成を出して5年間助成をしていこうというふうな取り組みでございまして、若い就農者につきましてはなかなか定着がしないという状況を捉えてのことだろうと思いますが、5年間そういった経験を積んで、将来的には認定農業者に移行していただくというふうなことになるかと思っておりますので、そういった国の支援策を活用しながら今後進めてまいりたいと思っております。

現在、本町にはそういった青年就農給付金の受給者が5名いらっしゃいまして、27年度にまた一人、予定をいたしているような状況でございます。今後そういった事業を活用しながら人材の発掘に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、経営改善を5年ごとに新しく申請をせんばいかんとですけれども、これがなかなか、私が聞いた話ではハードルが高いという方もいらっしゃいましたし、そして認定制度のメリットが余り感じられないという話もありましたし、その認定制度のメリットとして、農業機械及び施設の整備に要する経費の支援があると思えますけれども、ほかにどのような支援があるのか、その辺をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

認定農業者へのメリットが余りないという御質問でございますが、確かに5年ごとの計画書を作成する、そういう煩わしさというのがあります。作付面積の拡大とか、そういった作付品目の拡大とかですね。そういった5年後の目標を掲げて計画書を作成するというふうな手間は実際にかかっているようでございます。

支援策ということでございますけれども、これも国の施策でございますが、農業所得安定対

策の中のナラシ対策とか減反対策とか、そういった交付金を受けることができる。あるいは各制度資金の活用ができる。農業近代化資金とか、スーパーL資金とか、そういった利子補給とか、長期据え置き制度が広く活用されるというふうな利点もございます。それともう1点は、農業者年金の掛金が国のほうから助成をされるというふうな、そういった制度もございますので、そういったことを活用していただきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

先ほどから波佐見の認定農業者も少しずつ減っていつているんだというようなことでさっきありましたけども、やはりさっきから申しますように、新規就農者がほとんど少ないと。それから現役世代がもう高齢化して減っていくというようなことを考えれば、やはり認定農業者はこれから減ることがもう顕著になっていくんじゃないかなというふうに私は思っておりますけども、やはり今後は、波佐見独自の認定者の支援制度を考えていくべきではなからうか思っておるわけです。そういうことで、ちょっとその辺のことについてどういうふうにお考えになるか、答弁をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

独自の支援策はないかというふうな御質問でございますが、現状では町の独自の財政力では、新たな単独事業というふうなことがなかなか厳しい状況でございますけども、そういったことで、国の施策を最大限に活用しながら進めたいというふうに考えておりますが。その中で、先ほども申しましたようにいろいろな計画書の作成をする場合とか、新しい事業の情報提供とか、そういった相談支援等を連携を密にしながら対応していきたいというふうに考えております。先ほど申しましたような青年就農、農業者のそういった制度がありますので、若い方の、まずは農業に取り組んでもらうという、そういうスタートラインにまず立っていただくのが先だろうと思っておりますので、そういった制度を活用しながら、認定農業者の拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

その辺も、今後やはりどうしても考えていただかなければならないような事態になると私は思っておりますので、その辺も十分お考えいただきたいと思っております。

次に行きます。

さっきありましたように、本町には五つの集落営農組合が法人化をされておりますが、これらの組織では事務的に大変煩雑なものがあるわけですが、健全経営をしていくためにも指導が必要ではないかなと思っております。これから、あと4地区やったですかね、4集落やったですかね、法人化をされるわけですので、その辺も含めて専門的な係をつくって支援をしていっていただくわけにはいかないでしょうか。その辺のことをよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

法人化の組織を支援していくという意味で新しい専門的な係をとということでございますが、これまでも法人化に向けたいろいろな説明会等を今の体制でやってきた経過がございます。なかなか新しい取り組みをする場合にはいろいろな障壁があるわけですが、そういった壁を取り除く必要がありますので、いろいろな機会に地域に入ったり、役場でそういう代表者会議を開いてきたりしながら進めてまいってきたわけでございます。

今後、また法人化される組織もございますので、今までのような体制でやる予定にいたしておりますが、現状では限られた体制でございますので、現体制でやるしかないかなというように考えておりますので、御了承をお願いをいたしたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

農業については、やはり全国的に、私も先月は、今月の6、7ということで、経済農林部の役をしておりますので、農林省の幹部の皆さんたちと、やはり、しかし農林のたくさんの課題が全国あるもんだから、非常にそういう面で、一つは絞って後継者育成と、それから農地集積と、それから鳥獣被害、このことについてちょっと1時間半ばかり意見交換をしたところでございます。ところが、やっぱりそれぞれの町のことば一つ一つ言いよったっちゃ、

なかなかできないですね。

だから、ある面では今のような認定農業者の対策の問題、先ほどは年金の保険料を国が補填してあるというようなことは非常にいいことじゃないかなというふうに思っておりますし、ある面では、長崎県の農業政策の中に今のような意見、そして、また他の町村でもそのようなことが出てくると、やはり県に対しての、一定の制度をつくっていただければ、それぞれの町がまたそのことについてプラスアルファができるんじゃないかなと、そういうふうな形にしていかないと、ちょっと町単独ではなかなか厳しい面があります。しかし、そういう声を反映させていかなければならないんじゃないかなと。

そして、やはり、もう販売農家の65歳以上の人が56%ですよ、販売農家ですね。もう10年先、66、年齢になって、もう必ずやっぱり減ってくるわけですね。そうすると、そのためのことをやっぱり布石として、10年後どうなるか。農家の数とかですね。そういうような面では、今やっぱりやっている後継者育成とか、それから農地の集積とか、そういうことをきちんとやっぱり取り組んでいかなきゃならない。

農地集積にしても、やっぱり長崎県が九州で一番進んでいます。その中でも波佐見町は今まで農業者の皆さんが国の政策に沿ってやっていくということで、その中でもやっぱり優秀な成績のところになってきております。ただ、やっぱりもっともっとその制度の周知を図るということが大事だなというように思っておりますので。

しかし、こういう制度はやっぱりしていけないと、やっぱり農地は守っていられないという感じがいたしております。中には、もう農地として再生不能なところはやはり非農地にしてしまうというような形のものも、やはり国、県あたりも、そのあたりは昔のようなかたい考えはないなというふうに思っておりますので、優良な農地、農地として活用できることは絶対残して、そして取り組んでいかなければというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

次に、3番の水田農業の振興策に移りますけれども。

前回もこの農業振興については一般質問をしましたが、前回は山口課長であったわけですが、この飼料米について、山口課長は、今後波佐見ではまだまだ取り組めない事情があるんだということで取り組まないということでありましたが、先ほどの町長の答弁

では、麦、大豆、飼料用米をやっていくんだというようなことがあったわけですけども、この飼料用米についてはいろいろの懸案事項があると思うわけですよ。ライスセンターの設備からいろいろと懸案事項があると思いますけども、その辺の話をされてそういう飼料用米に取り組むというふうに決められたのかどうか、その辺をもう1回答弁をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

飼料用米についての御質問でございますが、昨年そういった答弁をしているようでございますけども。この飼料用米といいますのは、普通の、普通のといいますか、主食用の米のつくり方と同じつくり方をしまして、最終的には乾燥も必要になってくる飼料用米になるわけですけども。議員おっしゃるように乾燥が必要ということでライスセンターも使用しなければいけないということになるわけですが、ただ、そこには麦も入ってくるし、大豆も入ってきますし、当然米も入ってくるわけですけども、本来主流としている作物が、そういった飼料用米が入ったことで混入といいますか、そういったことが懸念をされまして、品質の低下につながったりする可能性があるということは、JA農協ともそういった話があっておりますので、本来そういった米・麦・大豆が今のところ主流でございますので、今のところはそういう設備が整っておりませんので、今後そういったことも検討して取り組めれば取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

食用米も飼料用米も同じ米で、中身はほとんど変わりはないんですけども、やはり飼料用米と食用米は別に分けてライスセンターもしなければいけないわけですよ。そうすると設備がもう一つ、その飼料用米用の設備が要ると思うんですよ。そういうことを考えると、簡単にはやりましょうかというわけにはいかない。まだまだほかにも懸案事項がありますけど、やりましょうかということにはならないと思いますので、その辺は慎重に協議をされてですね。そして、何年度からは波佐見も飼料用米をやりますからというようなことははっきり発言をされんと、できるやろうというのではだめだと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

この麦、大豆の栽培をやっていくんだというようなことを先ほど町長から答弁がありましたけれども、波佐見の水田は今まで何回も排水設備をやっていただきましたけれども、どうしても湿田がまだまだあるわけですね。そういう湿田の持ち主の方から、どがんかならんかなということで私にも相談があったわけですよ。

ですから、この湿田排水改良をどのくらいの農家の方がやりたいというふうに考えておられるのかですよ。その辺のアンケート調査をして、もし、たくさんいらっしゃれば、例えば国の事業、あるいは県の事業でやっていただきたいなと思っておりますけれども、その辺のことはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

湿田の改良についての御質問でございますが、最近では新しいアンケートを実施したのが、平成24年度にアンケートを1回とっておりますが、その結果では、排水が悪いという件数が、全体で提出者件数が628件あったんですが、その中で172件、約27.3%ぐらいが排水が悪いという結果が出ております。

さらに、その前の話になりますが、平成14年から17年度にかけて、シートパイプの暗渠排水の工事をやったかと思いますが、それは南地区を中心にやってきたというふうに聞いておりますけれども、その事業も県の県営事業ということでやって、幾らかは改善をしたというふうな話を聞いております。

したがって、24年にとりました、そういったアンケート結果等も踏まえまして、地域回りをする段階とか、そういった協議会をする状況の中で、そういったお話もしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

次に、4番目の農地中間管理機構の取り組みについて移りたいと思います。

先ほどは、希望が83ヘクタール、成立が39ヘクタールというような答弁であったかなと思っておりますけれども、この農地バンクの、まだ波佐見ももちろん進んでおりませんし、全国的にも、やはり先ほど答弁がありましたように2割ぐらいにとどまっておるわけですね。

そうすると、これは、私はこの農地中間管理機構の内容がよくまだ農業者に理解されていないんじゃないかと思うわけです。これから、やはりその内容を、今までは地縁関係とか血縁関係で貸し借りがずっとこうあっておったわけですけども、今度は農地中間管理機構と聞くと、どうしてもその農家の方は見も知らん人にはあんまり貸したくないんですよね、現実を言いますとですね。そういうことから考えますと、もっともっとこれは信用がある機構なんだということを、もっとやはり説明をしなければこれは進まないんじゃないかなと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

国の状況でも申しましたように2割程度しか進んでいないということですが、その要因としましては、やはり預けるところの顔が見えないというようなことで、なかなか抵抗感があるというふうな結果が出ているようでございます。

ただし、本町におきましては、ある程度、出して、借り手の方とマッチングをした上で機構に上げているというふうな状況でございますので、都会とか、そういった都会にある農地は、やはり顔が見えずに、機構に預けて、それをまた受け手が借るというような状況が出てくると思うんですが、波佐見町についてはある程度推進機構の推進員さんがいらっしゃいますので、そういった方が中心になって、ある程度調整した結果、機構に預けているということと進んでおるわけですが。

周知不足というふうなお話がありましたけれども、あらゆる機会を通して、昨年度もチラシを2,000枚ほどつくりまして、地区の農業振興会の総会であったりとか、そういった場で配付をしたり、役場での会議の中でもそういった制度の説明をしたりしてきております。基本的には、もう集落営農組織を中心に集積を進めたいと考えておりますので、今後、未組織の法人化、組織もありますので、そこら辺を中心に説明会を地元に入ってやっていきたいと考えております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

ありがとうございました。やはり波佐見のこの農地中間管理機構のやり方、内容等を説明

して回ったほうが農業者の皆さんには受け入れやすいと思いますので、やはりその辺はいずれにしても説明をするのが先決ではなかろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

次に、町民の健康づくりのほうに移りたいと思います。

特定健診は国民健康保険事業として取り組まれておるわけですが、国民保険のこの被保険者資格というのを、これは大変財政的にも大事ではなかろうかと私は思っているわけですが、これはどのようにして調査をされているのか、その辺の内容についてお話をいただければと思っております。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

国民健康保険への加入者の資格でございますけれども、まず、医療保険制度の中には二つございます。職域といいまして、協会けんぽとか、組合健康保険とか、共済組合、そういう職域で加入されている健康保険と、それ以外が、地域といいますか、各市町村に住まれている方の保険、それが国保でございますけれども、まず、そういう職域の保険に入られていない方が全て国保に加入をされるということになっています。

例えば、もともと農業とか自営業者の方は当初から国保に入られていますけれども、例えば会社に勤められている方が途中で退職をされると、また退職したけども次には就職しないで職域の保険には入られないという方が喪失の証明を持ってこられますので、一応それを役場の窓口で提出いただいて国保の加入ということになります。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

特定健診では、受診率を上げるのが、町民の健康を守る上でも、それから財政的にも特定健診に参加していただいたほうがよいわけでございますので、これはどうしても国の目標が今60%になっていると思いますので、やはりそれに近づくように努力をしていただきたいと思っておりますけれども。

やはりなかなか受診率が上がらないということを考えますと、もう思いつくことは何でもやってみたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っておりますけれども、この特定健診

のステッカーを、今マグネット式もあるわけですね。そうすると、やはり健康推進課だけの車じゃなくして、公用車の全部とは言いませんけれども、なるだけ多くの車にぺたっと張りつけて走ってもらえば、町民の気づく方が少しでも多くなるのではなからうかと思っておりますけれども、これは健康推進課長では答弁しにくいと思いますので、町長のほうによりしくをお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

本当、あらゆる機会を捉えて、自分の健康は自分で守る、その一番の効果はやはり特定健診を受けていただくというようなことで再三お願いをしておりますけれども、やっぱり縄をつけて引っ張ってくるわけにもいかんし、困ったもんだなというふうに思っております。

今おっしゃったような御意見とか、また今までやってきた中で、やはり現状分析をして、どんな課題か、もう一回改めて研究をして、さらにいい方法を見つけ出して、より受診率が上がるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

これは今月の2日の日の新聞記事なんですけども、南島原市が特定保健指導で全国6団体の特定保健指導実施率向上に役立つ好事例として、全国6団体の一つに選ばれたという記事が載っておりましたけれども、この保健指導のほうは、波佐見も、長崎県でも一、二番はいくんじゃなからうかと思っているわけですけれども、その辺の内容についてお知らせいただければ。よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

保健指導の好事例ということで南島原市が取り上げられた件でございます。南島原の場合の保健指導の伸び率というのが、これは平成21年のなんですけれども22.7%、この当時、波佐見町が52.3%あっております。それが平成25年度で61.6%ということで、約3倍ぐらい伸びたというところで、そのいろいろな努力をされていた事例が国の好事例の中で紹介をされ

たということだと思います。波佐見町の場合、平成25年度は62.0%ということで、一番あるのが、西海市が82%で、それに続く県内第2位ということで保健指導のほうの実施率はございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

ありがとうございました。もう時間がなくなっていましたので、ちょっと飛ばしていききたいと思います。

次に、学校教育の中での健康教育についてですけれども、これは先ほど教育長のほうから詳しく答弁をいただきましたけれども、子供たちに今後はやはりがん教育も、正しいがん教育をしていくべきじゃなからうかと私は思っておりますけれども、今はまだやられていないというふうに思っておりますけれども。教育総合支援事業が平成24年度から始まっていると聞いておりますが、この事業について内容をお知らせをいただきたいと思います。そして、今の学校教育ではがん教育は行われていないのか、いるのか、その辺まで含めてお願いいたします。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

ただいま御質問になられたのは、国が事業として行おうとしておりますがんの教育総合支援事業のことだろうというふうに思います。この事業は、現在のがん予防については、国としてその予防についての普及啓発はやっているのだけれども、まだまだその正しい理解というふうなものがなされていないというようなことで、国民ががんをしっかりと知り、がんに向き合い、そしてがんを負けることなく生活をしていくという、そういう社会機構をつくらなければいけないということの発想による事業でございます。

したがって、それを受けまして、議員もおっしゃいましたように、学校教育においては、やはり学校教育でもある程度がんについては大まかな指導はしているんですけれども、ただ、がんというものの正しい理解、知識、あるいはがんに対する認識、あるいは命の教育というふうなものに関連されたものはまだまだ行っていないということで、国もこの事業を使って、がん教育を教育の中で健康教育の一環として位置づけるというふうなことが、この事業によ

って今後行われていくわけでございます。

したがいまして、現在、平成26年度、検討委員会が国で設定をされて、27年度、28年度がモデル校を指定して、このがん教育について研究をしていく。そして全国的には平成29年度以降にこのがん教育というものを全国に広めていこうという国の考え方をしておりますので、これにのっとって教育が今後行われると思います。

波佐見の教育がどうかということですが、具体的なことでいえば、保健師さんを学校に呼んで、そして保健教育の中でがんについてのお話なんかもしていただいております。そういうことで、全くやっていないというものでなくて、大まかながんに対することをやっておりますし、先ほどから大きな問題になっております特定健診につきましても、保健師さんの中から、こういうことが行われているんだよ、将来皆さん方も特定健診を受けるんだよということについての知識、理解というものを学習しているところでございます。

○議長（川田保則君）

松添議員。

○10番（松添一道君）

今後は、やはりがん教育も必要じゃないかなと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。答弁ありがとうございました。私の一般質問はこれで終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、10番 松添一道議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時30分より再開します。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番 松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

6月議会は毎年梅雨入り後のこの時期に行われております。間もなく田植えが始まり、田んぼの幕あけです。ツバメは去年の壊れた巣をつくり直し、えさ運びを1日中頑張っております。6月のいつもと変わらない風景に感謝し、きょう一日が平和でありますようにと祈ります。

す。

さて、国会で論戦中の安全保障関連法案の着陸点がどうなるのか不安の中、東京圏の高齢者の方の地方移住を促すような提言があり、政府は地方創生の一環として推進する方針、私は非常に乱暴だと思っています。高齢者にまた一つ大きな不安が襲いかかっています。今回の質問は本町の高齢者福祉の向上と対策全般について問います。

団塊の世代が75歳以上になる2025年問題は、近い将来の現実のこととして、多くのことに対策を講じていくことが求められております。

本町の65歳以上の方は4,187人、全町民1万5,182人の27.5%を占める今日、高齢者福祉の向上と対策にどう取り組むお考えか、以下の項目について問います。

一つ、健康を保つために最も重要なことは食。四、五年前、国の緊急雇用の事業で配食サービスがありましたが、3年で国の支援が終了すると、配食サービスを中止されました。その後、民間での取り組みがありますが、配達時に、特にひとり暮らしの方の見守り、声かけを担っていただくよう、民間の事業者に委託することを検討できないでしょうか。

二つ、開始から4年目となる乗合タクシーの利用は非常に少ないと思います。使い勝手が悪いとの声が多く、本町にはなじまないとも思えます。4年目は調査に着手すると聞いておりましたが、その予定を問います。

三つ、ケーブルテレビは現在全町の90%が接続可能で、およそ半分に当たる2,150世帯が加入されております。今年度いっぱい、一部を残し、全町で視聴できるよう整備を図るとされておりますが、残された周辺部に対し、町の支援ができないでしょうか。現在は、町内のニュース、催し物など多彩に放映され、高齢者の方に大変喜ばれております。さらに、災害情報、検診などの情報も多く、希望する町民全員が視聴できる環境づくりが望まれますが、どうお考えでしょうか。

四つ、介護予防事業をもっと積極的に取り組む考えはありませんか。家から外へ出て活動することにより、介護を必要としない体づくりができると言われております。例えば、臨時職員を複数名雇用し、研修後、地域のリーダーとして活動していただき、地域が自立できるまで支援するなどです。成果は介護給付費にあらわれると信じてますが、どうでしょうか。

2番目に、永尾分校の閉校から2カ月がたちました。人けのない校舎とグラウンドが寂しく映ります。重要な資料や書類等は本校に移されたと思いますので、地域にかぎを預けることはできないでしょうか。跡地活用の検討も、そこに何度も立ってみて湧いてくると思いま

す。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

9番 松尾道代議員の御質問にお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上になる2025年問題は、近い将来の現実のこととして多くのことに対策を講じていくことが求められている。本町の65歳以上は4,187人で、全町民1万5,182人の27.5%を占める今日、高齢福祉の向上と対策にどう取り組む考えかという質問の中で、健康を保つためには最も重要なことは食である。国の緊急雇用の事業で配食サービスがあったが、3年で配食サービスを中止された。その後、民間での取り組みがあっているが、お届け時に、特にひとり暮らし世帯の見守り、声かけを担ってもらうよう民間事業者に委託することを検討できないかという御質問ですが。

平成27年3月に策定した波佐見町高齢者福祉計画及び第6期波佐見町介護保険事業計画で、地域包括ケアシステムの実現に向けては地域支援事業の充実が必要不可欠であると考えています。制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業として厚生労働省令において規定することを予定しているサービスに住民ボランティア等が行う訪問による見守りがあります。本町においても、住みなれた地域で安心安全な暮らしと地域における見守り体制を確立するために、民間の事業者と見守り協定を締結できないか検討をしています。先進事例の自治体を参考に、民間事業者が日常業務を行う際に町民の異変に気づいたとき、町や警察に連絡することで、町民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりを進めていきたいと考えています。

次に、乗合タクシーの利用は非常に少ない。本町にはなじまないとも思える。4年目は調査に着手すると聞いていたが、その予定はいつかという御質問ですが。

これまでも乗合タクシーに対する質問を議員の皆さんから何度かいただき、その都度、制度導入までの経緯や現状報告、施策を取り巻く規制や困難な環境などを答弁してきておりますので、そのことについては今さらながら繰り返しませんが、まずもってお答えしたいのは、利用が少ないから乗合タクシーは本町になじまないとお考えのようでございますが、現行の道路運送法、諸制度の規制、業界の体制といった枠組みの中では、今の制度がそれぞれが最もすり寄ることができ、本町で取り組むことができる最も合理的でかつ経済的な仕組みで

あると判断しております。

本町になじまないとの御意見については、この制度を十分に御理解いただけていない方等の意見であるかと思いますが、一方では、町の中心から外れた山間部からほぼ定期的にご利用されておられる高齢の方からは、低額で利用できるこの制度に対して本当に心からの感謝の言葉をいただいたところであり、これには導入までの苦勞が報われた思いがいたしているところでもあります。

さて、お尋ねは、この制度の見直しに係るスケジュールについてと判断してお答えいたします。町の基本的方針は現行制度の継続ということであり、さきの12月議会でも松尾議員の御質問に対して、現在の利用状況の分析を行い、路線の統廃合も含めて改善すべき点を洗い出して、少しでも利便性が高まるように、関係者で構成する地域公共交通会議の中で協議を行い、制度の充実と住民皆様への浸透を図りたいとお答えしたところでもあります。

そこで、まずは近々自治会長を通じて、現状の報告と、状況次第では路線の統廃合、もしくは運行休止区間の設定などを行うことを説明したいと思います。その後に業者との協議を進め、毎年1月に開催しております地域公共交通会議の中で検討を行い、九州運輸局への手続を進めて、平成28年度からの運行につなげていきたいと考えております。

次に、波佐見ケーブルテレビは現在全町の90%が接続可能で、およそ半分当たる2,150世帯が加入している。本年度いっぱい一部を残し、町内全域で視聴できるよう整備されることになっているが、残された周辺部に対し町の支援ができないかという御質問ですが。

波佐見ケーブルテレビの整備と加入状況は、昨年10月末までで、施設が86.7%、加入が可能な世帯では48.2%、全世帯では41.8%の加入となっています。ケーブルテレビを運営する事業者でも、平成27年5月までに永尾地区が完了し、村木地区の一部も本年中に拡大して整備される見込みであり、整備率もさらにアップしていくものと思われます。

現在整備がされていない野々川、平野地区の全域、鬼木、金屋、川内、岳辺田、志折、村木地区の一部については、相応の加入率が見込めれば投資効果もあるので整備していく可能性はあるが、鬼木地区にあってはアンケート調査でも15件ほどの意向しか確認できなかったため整備を保留しているとのこと。また、加入が可能な地区でもあっても、加入率が低い地区では興味が持たれていないことや、使用料に対して加入のメリットを高く評価されていないことが原因にあるようです。

放送されている内容は町民の利便性に供することであり、町としても行政情報に関する文

字情報は随時情報担当から入力し、画面でデータ放送として見ることができますので、この情報発信は継続して充実させていきます。また、番組制作も、多用途に拡大したい方針はあっても、料金やコストの面から踏み込みきれない実態があるとのことでした。

現在は技術が進んだ光ケーブル化に変わりつつあり、活用も防災無線との連携など、多角的に運用することも可能となっています。

このような状況の中で、未整備地区の整備推進については、これまでの経過から、本来は事業者が進めるべきものと考えますが、採算がとれず投資できないなど特殊な事情や整備したときの加入率の見込み、また発信する行政情報の質と量やテレビ活用の効果などを総合的に判断し、町がどこまでどのような支援ができるかを研究していく必要があると思います。

次に、介護予防事業について、これからは介護を必要としない体づくりが大事だと言われていると。例えば、そういう中で臨時職員を複数名雇用し、研修後に地域のリーダーとして活動してもらい、地域が自立できるまで支援することなど、成果は今後、給付費に如実にあらわれると信じるがどうかという御質問ですが。

介護予防を担う人材として介護ボランティアが想定されていますが、現在本町には組織化されたものではありません。介護予防・日常生活支援総合事業を担う介護ボランティアの育成は近々の課題であることを認識しているところです。

議員御提案の、一定期間、町の臨時職員として雇用し、地域のさまざまな介護予防・日常生活支援の活動に従事する人材として育成することで、将来、地域の介護予防・日常生活支援総合事業を担う人材として活動する介護ボランティアを確保することについて、対応可能な事業や研修会があるか検討してまいりたいと思っております。

次に、永尾分校の閉校後の校舎の利活用については教育委員会より答弁があります。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

松尾道代議員の御質問にお答えをいたします。

永尾分校の閉校から2カ月、人けのない校舎とグラウンドが寂しく映る。いつでも出入りができるよう、この地域にかぎを預けることはできないか。何度もここに立てば跡地活用のアイデア等が湧いてくるのではないかと考えるがどうかという御質問でございます。

永尾分校につきましては、地域住民の皆様方の御理解と御協力により、去る3月29日に閉

校式典をとり行い、113年の歴史を閉じたところです。閉校に当たり実行委員会を立ち上げ、式典部会、記念碑部会、通学バス部会、跡地利用部会の4部会を組織し、閉校式の日時や式典の内容、通学バス運行、跡地利用などを協議してきました。

議員御質問の跡地利用につきまして、地域の皆様方の意向を尊重することとし、部会員を中心に検討を重ねられましたが、なかなか方向性を見出せない状況であります。

4月1日をもって教育財産から普通財産への移行をいたし、所管も企画財政課へ移行したわけですが、これまでの経緯もあり、今後、教育委員会も一緒になって対応することとしています。

現在、書類や備品等を逐次東小学校へ移送しておりますが、夏休みをもって完了することとし、残った備品等についてはその間、職員室で保管しているところです。

地域にかぎを預けることができないかとの御提言ですが、先般、地域の方より、校舎内の空気の入れかえをし、老朽化防止に協力したい旨の申し出があっており、学校とも協議し、かぎを自治会へ貸与することとしたところです。

現在も校庭では子供たちの元気に遊ぶ姿が見受けられていますが、一日も早い有効な跡地活用の方策が見出せるよう願っているところでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

再質問に入ります。

最初の配食サービスの後のことです。この四、五年前、配食サービスが始まる前に、ある業者の方が、見守り、声かけを行うので、お弁当1個につき100円の補助ができないかと言われて、その当時の担当の人にはそういうふうに申しましたけど、当時助成はできないということでした。その後はずっと考えておりませんでしたけど、今改めてそういうこともできないのかなと思っております。

あの3年間の配食サービスは緊急雇用という形で人件費が補助されていまして、高齢者のお口に合う野菜中心の手の込んだお料理が、お弁当ができていたと思います。3年で終了後は、利用者さんの食事はホームヘルパーさんに頼っておられる方も多いです。

ところで、ホームヘルパーさんの仕事は家を訪問して高齢者さんの生活を支援するもので、厚生労働省が立てている基本時間は1回45分。45分で、準備に6分、掃除15分、洗濯15分、

買い物15分、調理15分、これを組み合わせて45分に下さいということのようです。普通に考えても、とてもとても、ばたばた走って回るほどで、高齢者さんが一番願っておられる話し相手になるなど、時間がありません。もう一つの悩みは新しいヘルパーさんが見つからないことだそうです。

本町にも事業所が数カ所あり、それぞれが給与、訪問の時間等、独自で決められているということですが、行政としてはこのあたりにどこまで入っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

今、議員からお尋ねのあった件でございますけれども、ホームヘルパーが対応する日常生活のことでございますけれども、決められた時間内で決められたものを行うことがもう定められておりまして、それ以上もできないし、それ以外もできないということでございます。

現状では、本町では新しい制度での介護予防法の事業を行っていない状況から、その定額ではないサービスというのが新しい事業であるわけなんですけれども、例えば言われた話し相手だけをするサービスとか、そういうのが今のところ本町で定めなきゃならないんですけれども、そういう人材の育成とか、そういうものが現在のところ整っていないということころで行っておりません。

多分後のほうでもちょっと出てくるかと思うんですけれども、今後そういうふうな人材を育成して行って、そういう新しいサービスに対応できるような介護予防事業というのをつくり上げていきたいと思っています。現状では本町ではないということです。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

今、課長もおっしゃられましたけど、人材育成、人材確保のために、やはり何かをしなければいけないと考えます。

今は時間に追われ激務ということ。特に短時間での調理が苦手、難しいと言われる方も多いです。それから、利用者さんと二人だけの世界ですので、うまくコミュニケーションをとることができない。そういうことで若い人がなかなか入ってきてくれなく、事業所ではそれぞれが困っていらっしゃるようです。

今後ますます高齢者が増えて施設が足りなくなりますので、国は在宅介護を推し進めようとしております。本町でもホームヘルパーさんの確保は本当に重要問題です。

そこで考えましたのは、高齢者さんの調理、お弁当、このあたりを考えられないか。お弁当に支援ができないか。見守り、声かけを含めて、もっとおいしいお弁当ができ、多くの方が利用されれば、その分、ホームヘルパーさんの時間があきます。事業所では適材適所への配置が少しは楽になり、新しいヘルパーさんが増えるかもしれません。

ちょっと回りくどくなりましたけど、もう一度、この先、高齢者の方の食事をどうするか。見守り、声かけまで担ってもらうことが可能か。それによってホームヘルパーさんの確保、そのあたりへ及んでいくと思いますので、このあたりをどうお考えか、急ぎ検討を願いたいと考えますが、現在のところのお考えをお知らせください。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

本町として行政のほうで配食のサービスをするということは現在のところは考えておりません。議員さんも御存じのとおり、配食サービスをされる事業者という方は民間、最近結構増えてきていると思います。その中で、実際に見守りサービスを実施されている事業者さんも実際その中に1業者さんほどございますし、その業者さんのほうから、町のほうとそういう見守り関係の協定といいますか、そういうちょっとお話し合いをということで、現在、話を進めるような考えで一応おります。

それと、近くの自治体なんですけれども、さまざまな事業者の方と見守り、それとネットワークをつくられているところがございます。例えば新聞とかですね。それとかヤクルトの配達とか、ガスの検針とか、いろいろな自宅を訪問されるところと見守りのネットワークの協定を結ばれているということもございます。そのようなことを、一応こちらのほうでは研究いたしまして、本町としてそういう見守りができるかどうか、対応してまいりたいと思っています。

それと、その配食サービスをすることによって、実際にホームヘルパーさんの労力といいますかね、そういうのが軽減されて、本来ホームヘルパーさんが担うべき専門的な技術が活用できるような方向性に向かっていければと、私のほうも思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

現在、時々お弁当を配達してもらっているという方もたくさんいらっしゃるようですが、やはり多くのお声を聞きますと、口に合わない、何日もは食べたくない。やはり、以前配食サービスをしていらっしゃったところは、そういうふうに費用の面でも余裕がありましたのでおいしいのができていたのでしょうか、普通のお弁当配達までの込みで400円から450円か、そのあたりでしょうか、なかなかできないんですね。

そこに何らかの支援があれば、高齢者さんがおいしいと言ってくれるお弁当ができれば、課長が今おっしゃられたようなホームヘルパーさんの軽減までできると考えます。そのあたりの検討をどうぞ引き続き行ってくださるようお願いいたします。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

はい、鋭意検討してまいります。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

乗合タクシーのほうに入りますけど、前回もこの乗合タクシーのことを質問で取り上げていまして、今、町長の御答弁にもありましたようなことでございました。

直近の3月の支払いは、上地区で7万8,180円、利用者70人、利用回数55回。下地区は、3月が1万846円、利用者さんが13人、利用回数が13回です。喜んでいらっしゃる方がもちろんいらっしゃるのでしょうか、これでは少人数のためのサービスであり、町の高齢者のための足とはまだまだ言えないのだと思います。

このまま乗合タクシーを基本は継続と今お聞きしたと思いますけど、継続してこれに何かプラスというものがないでしょうか。一般タクシーの割引券とか、西肥バスの無料券。西肥バスには不採算分の補助を924万円、これは今年のですけど、年間900万円ぐらいを負担しているのですから、高齢者の無料パス券の乗車を西肥バスに交渉することなどはできないのでしょうか。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

高齢者の無料パス等について、福祉のほうで高齢者福祉という立場で今後いろいろ対策を考えられるかと思えますけれども、私たちのその生活路線、あるいは交通空白地帯の解消ということでは、同じ繰り返しになるかと思えますけれども、今、本町でとれる最高の手段というふうに考えております。

ただ、今おっしゃったように高齢者の福祉対策としての助成なり、あるいは無料パス券については、財源的な問題もございますので、すぐに回答というのは厳しいところもございますけれども、ただ一つ言えますのは、現にバス路線が走っておっても利用者が少ない。少ないからますます減便になって赤字が増えてくるという、そういった負の連鎖といいますか、ございますので。果たして、例えば、前回も御質問がありましたように、町内をぐるぐる回るようなバスを走らせても利用があるのかと。それより、やはり予約制という制度をとって、利用があるところに今はして、それから、ある程度規制のかからないところで接続を行うというふうな現行制度はやはり継続すべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

確かに、それはそれでそうだと思います。

今、内海川棚線を1日往復20往復、20便運行するのに、年間の経費が2,360万円、運賃収入が1,437万円。この差の924万円を波佐見町が負担しております。1日に換算すると、経費が65万円かかり、運賃収入は39万円。毎日2万6,000円の赤字です。この赤字分を波佐見町が負担しているんですね。

ですから、そこに高齢者を無料パスで乗せることができないか。わかりますか。その町の負担はこれ以上なくて、900万円を負担している分を、赤字路線ですから、高齢者の方を年齢を決めて、希望者を募って、この路線は無料パス券でいいよっていうことを西肥バスさんに交渉するということは、これはできないのでしょうか。今度は真剣に考えたんですよ。これならできるかもしれないって。その900万円分をこっちで使うわけですね。そしたら、運賃収入が上がるのと一緒ですので、それができないのかなというふうに考えたんですけど、意味はおわかりでしょうか。私、説明不足だと思いますけど。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

言うように、普通の停留所よりもより近いところで何か所もとまるように予約タクシーはしているわけですね、乗合。それでも不便だとおっしゃるわけですよ。ですね。200メートルとか100メートルも行きたくないような、そういう御意見もよく聞きます。そうすると、西肥バスは停留所しかとまらないですね。まず、そこが問題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

いろいろ内部でも検討したり、そういう話ができるかどうかは検討はしていけないかんやろうというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

そうですね。今、私が申したのは日ごろ西肥バスを利用していらっしゃる方ですね。日ごろにしても、時々にしても、西肥バスを利用していらっしゃる方の高齢者の方に限って無料でできないか。900万円分を使っていいのではないかというふうな考え方をしたんですよ。ですから、今の乗合タクシーはそのままの状態、しばらくは現状のままということでしたので、それはそれで運行していただいて、西肥バスにお金を出して乗っていらっしゃる高齢者の方を無料パスで乗っていただくことはできないかということです。相手もあることですから、こっちの考えだけ、たった今でいいますと、私だけの考え方ですので、どうぞ後でゆっくり御検討いただきたいと思います。

そして、先ほど、調査を自治会に依頼してとおっしゃったのは、これはここでしたかね。後に回して、ケーブルテレビのほうに入ります。

先ほど町長の御答弁の中にもありましたように、視聴できない地域は、野々川とか平野郷の全部、あと鬼木、村木なりがありますけど、最近は本当、情報や各種行事の放送がありまして、あと災害情報とか天気予報、そういうこともありますので、これを希望する町民の人に全部するのは、もう行政の仕事と考えるのです。

ローカルテレビは、今やもう時代の流れの中で公共放送と同じと捉えていらっしゃる方も多くて、私もその一人ですけど、あと10%が費用対効果で難しいという地区、何らかの行政

支援が本当にできないかと思えますけど。町長、先ほど割と前向きの御答弁をいただきました。村木地区はもしかしたら有田のほうから引けるかもしれない。だから早いかもしれないということでした。野々川地区も佐賀のほうから引けないのかなというふうにお尋ねはしましたけど、このあたりはまだはっきりしておりませんでした。

もう一戸建ての家でおよそ半分が引いているのですから、このあたりはもう公共放送と同じような捉え方で、あと10%に、10%じゃないですね、村木等が入りましたら数%の部分に何らかの、それも早目の行政の支援をお願いしたいと考えますが、もう一度いかがでしょう。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆる質問は未整備のところに対する補填という考え方でよろしいですか。そのことにつきましても、あと未整備地区がどのくらいあるかということについても調査をいたしました。ただ、町長の答弁にもいたしましたとおり、これまでの経過は、当然事業者が主体となって事業者の費用で、そして運営も事業者の使用料の収入あたりでずっとこられているわけですね。今整備がされていない地区については、事業者も検討はされております。費用対効果の面あたりがありますので、なかなかそこまで踏み込めていないということでもあります。

要はその部分について町が支援をするかしないか、あるいはできるかできないかということについては検討いたしました。現在の加入の状況、全体で41%、42%程度が加入をされている。そして、なぜ加入をされていないかということについては、やっぱりその興味が無い。あるいは1,749円という月額の使用料を出してまでテレビを見る効果がないといえますか、それだけの評価をなさっているということが原因にあるようです。

ですから、助成をして整備をしても、加入がそこまでしかいかないということがあれば、幾ら行政から文字情報であるとか、ほかの政策の番組があつたにしても、それが少ない方に対する情報の提供にとどまれば、その効果が認められないんじゃないかというふうなことになるので、現在のところは、そのあたりの加入率であれば町が補填をするような状況にあるかないか。ちょっとその辺は思案のしどころかなということの研究をすべきところという回答をいたしたところでございます。

ちなみに、施設の整備をされております事業者さんからの情報でございますけれども、行

政がそういったところで、ケーブルテレビの施設の普及に支援をされている自治体にあつては、大体70%以上ぐらいの加入率がないと行政からの支援は余りされていないようですと、そういう情報も伺ってきました。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

介護保険事業のほうに移ります。

介護保険事業は平成12年に開始されて15年目となっております。近年は毎年およそ1億円ずつ増加し、27年度は見込みで13億円です。事業費のおよそ半分は65歳以上が負担する保険料で賄われていますので、年々保険料は上がり、ことし27年度から29年度は、本町の基準額で毎月5,100円です。10年後の2025年は月9,000円ぐらいと言われております。8,000円の終わりから9,000円ぐらいと言われております。

そこで、介護予防事業をもっと積極的に取り組む考えはありませんかと、たびたび私も話していることですが、今は3B体操がずっと続けて行われているだけで、積極的なことはないように私からは見えます。ボランティアとか、ボランティアに頼って、ボランティアを育てるというふうなことも今の御答弁の中にもありましたけど、そのボランティアを育てるまで、自立できるまでは、やはりプロをつぎ込まないといけないと思います。

通告にも書いておりましたが、臨時職員を複数名、うちの町の規模でしたら10人ぐらい雇用して、研修後、地域のリーダーとして活動していただく。2地区、あるいは小さい地区だったら3地区ぐらいを受け持ちとして、10人ぐらいもいましたら、自分たちで励まし合って研修して、どんどん上手にもなっていくと思います。要するに、家から外に引っ張り出す仕事ですね。そして楽しんでいただく。それが介護予防に一番いいと思います。介護を必要としない体づくりをしていかなければ、介護費はどこまで上がるかわかりません。

このことは佐世保市でも実績があつて、数年前からたびたび提案してきました。佐世保市を調査したり、また検討したことがおありでしょうか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

一定期間、町の臨時職員を雇用して、地域のさまざまな介護予防等に対応する職員として

活用してはどうかということで、議員がおっしゃられました佐世保市がそういうケースがあるということでございます。直接、現場のほうではこちらは聞いておりませんし、担当者のほうともその内容については、調査は現在のところは行ってはおりません。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

臨時職員の給与は当然かかりますよね。当然かかりますけど、施設での介護が必要な人が増えたら、年間1人300万円以上の介護給付費がかかってくるのです。介護予防の事業を頑張ることで、最後まで住みなれた地域の中で尊厳を守って生きていける、この成果はもっと大きいと思います。

これに加えて介護給付費にも二、三年目からあらわれてくると私は信じております。最初の2年、あるいは3年間このやり方で地域の人になれてもらう。地域でのボランティアを育ててあげる。そして、自立していけるまで、多分2年から3年はかかるとは思いますけど、これを頑張ることで、本当にその人が介護を受けなくて済む体づくりができると考えれば、費用以上に大きいものが得られると思いますので、このあたりは本当に真剣に考えていただきたいのですが、どうでしょう。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議員おっしゃるとおり、実際に介護予防を実践していかなければならないわけなんですけども、なかなかそれに対応する職員というのが体制的には少のうございます。過去にそのような臨時職員さんを募集したことがございますけれども、やっぱり募集しても、応募者が少ない。それと応募者があって一応採用したにしても、こちらのほうの給与等の制約があって長期の雇用には至らないというような現状もあっております。

将来的に、実際に介護を担ってもらう職員のほうの増加というのがなかなか見込めない状況で、国のほうは職員よりかはボランティアのほうに移行させようとしているわけなんですけれども、そのボランティアを育成するための方策というのはなかなかこちらもち合わせておりませんで、どのように育てていくか、本当に思案しているところでございます。できるだけ可能な事業等がございます。そのような事業が本町としてどのようなものがあるのか。

ちょっとまだ研究しておりませんし、それと、例えば資格者じゃない方が応募された方に、実際にホームヘルパーと申しますか、介護の実践をしてもらうための研修制度というのが、一応初任者の研修とか、いろいろなものがございますけれども、現状のところ、県では独自ではやっておりませんで、民間の事業者を使った研修しか行っておりません。そうすると、おいおい金のほうもやっばりかかってくると。そのようなこともございまして、現在のところ、町でそこまでできるかどうかというものも現在検討しているというところがございます。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

やっぱり介護予防事業というのが一番大事だと思うんですよ。失礼ですけど、3B体操以外には余りない。予防が大切ということは、繰り返し行政の誰かが申されるんですけど、なかなか入っていかない。

さっきも申しましたように、ボランティアを育てるのにこの専門職を使うわけです。10人ぐらい一緒に臨時職員さんを募集して、その中にはもちろんホームヘルパーさんの資格を持っている人も、さっき言いましたように、若い人たちは登録ヘルパーさんになるのがなかなか厳しくてという方もいらっしゃるようですので、若い人を10人ぐらい雇用して、その人たちには民間でしかやっていなければ、もう仕方ないですので、民間の研修を受けていただいて。これは全国的にあちこちあるようです。

そして、その元気を持って若い人たちを部落に散らばせるわけですね。公民館を中心として、毎日毎日そこに通って、その人たちが高齢者の方を外に出して、引っ張り出して、いろいろなことをして、引きこもり防止です。それをやることによって、1カ月や2カ月ではどうにもならないでしょう。研修にまず二、三カ月はかかると思いますが、研修も数人から10人ぐらい一緒に研修を受けたら、物すごく効き目がある。自分たち同士で張り合って、競争して、頑張っていけたと、佐世保の元臨時職員さんは申されていました。

だから、そういうふうな事業をぜひ立ち上げて、2025年問題と、それからホームヘルパーさんの確保、この両方にもなると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

永尾分校のかぎのほうは、もうかぎを貸与されたということですので、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、9番 松尾道代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 石峰実議員。

○3番（石峰 実君）

こんにちは。梅雨時期を迎えまして田植えのシーズンに入り、農家の方々にはけがのないよう、事故のないように心がけて農繁期を乗り切っていただきたいと思います。また、ここ数年は災害規模や、あるいは被害も甚大になっており、防災対策においては、特に地域が一体となった自主防災組織づくりが全国的に鈍く、その体制づくりと組織の充実が急務と言われております。いずれにしましても退化のないようなことを願っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、安全で快適な健康増進施設等の維持、整備充実についてであります。

1、医療費、介護費などの社会保障費の増加の一途をたどる中で、多くの住民が日常生活において自ら積極的に健康づくりに取り組み、その抑制と軽減のために健康志向や健康づくり、健康を維持する活動に努力されております。町内におけるそうした健康づくりの実態はどんな状況なのかをお尋ねします。

2、健康づくりの一つとして大いに利活用されているのが、桜つつみロード等であるわけですが、一部には舗装路面の損傷、あるいは路肩の陥没等、あるいは、また周辺の樹木の生育のおくれ等が見受けられます。安全で快適な健康維持増進施設として、また大事な観光資源としての維持補修や景観機能保持、点検に努め、長寿命化を確保するために施設の整備充実を図るべきと思うがどうか。

三つ、ことしの自治会長会と議会との懇談会でも要望が出されたが、快適な住環境を保ち、地区住民が大いに利活用できる桜つつみ等の東地区への延伸計画を進める考えはないか、お

尋ねします。

2点目は農林業振興と対応についてであります。

農業改革の流れの中で農業経営が厳しさを増しております。特に水田農業の所得が激減している現状。この一要因として、経営所得安定対策等の交付金の削減や農地の賃貸借料が大きく影響していると言われております。こうした現状から、農業経営の安定を図る観点から標準小作料制度が廃止されている現在、実情に合った参考賃貸借料について、農業委員会、農林サイドの関係機関等で協議し、適正な賃貸借料の算定と公表開示をすべきではないかと思っておりますけれども、いかがなものか。

2、森林施業やバイオマス発電計画等に関して、課題とされる路網の整備について、今春、国は26年補正対応で100%の助成制度を設け、各市町村の要望を取りまとめたと聞いております。近隣町は要望されたのに本町はなぜ要望されなかったのか。これまで林業振興事業に活用すると言われながら活用されなかったのか。また、その制度はどんなもので、その取り組みの経緯がどうだったのかを尋ねたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは発言席にて質問させていただきます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

まず、安全で快適な健康増進施設等の維持整備、充実について。

多くの住民が日常生活において自ら積極的に健康づくりに取り組み、努力されていると。町内の健康づくりの実態はどんな状況なのかという御質問ですが。

健康づくりについては、健康推進課で行っているヘルシーウォーク、はっぴ〜運動教室、3B体操教室などがありますが、通年実施しているものではなく、町民全体に対応できていないものと認識していますが、現状の体制において実施可能な事業を波佐見ルピナス倶楽部などの事業者と行っているところでございます。

議員仰せのとおり、多くの町民の皆さんが日常生活において自ら健康づくりに取り組み、健康志向や健康を維持する活動に努力されていることは、個々人が行うウォーキングや自治会をはじめ、各種団体が行っているさまざまなスポーツ大会へ多くの町民の皆さんが参加されている姿を拝見し、理解しています。これらの活動をさらに充実した取り組みにするため

には、特定の組織や団体で健康づくりを行うのではなく、町全体の運動として捉え、さまざまな組織等が連携して、健康づくりを推進していくことが今後重要であると考えており、先進事例などを参考に研究してまいりたいと思っております。

次に、桜づつみロードは、一部舗装路面の損傷や路肩の陥没、あるいは樹木の生育おくれなどが見受けられる。安全で快適な健康増進施設として、また観光資源としての維持補修や景観機能保持に努め、整備充実を図るべきと思うがどうかという御質問ですが。

桜づつみロードにおける樹木の生育のおくれている箇所は西前寺橋から万年橋の区間ですが、これまでも土壌を改良し改植を行いました。数年もたつと同じ症状で発育が悪く、現在のような状況であります。この区間は温泉街を抱えており、観光的にも重要な区間です。大変忍びがたいところであり、別の手段がないかどうか研究を行ってまいりますが、それまでは現状のままでやむを得ないと思っております。舗装路面につきましては、第1期工事が平成元年に着工しており、経年劣化により相当傷んでいるところもありますので、補修については検討してまいりたいと思っております。

桜づつみロード等の東地区への延伸計画を進める考えはないのかという御質問ですが。

桜づつみロードの東地区への延伸計画につきましては、岳辺田郷の梅野荒野から宿郷陣川橋までの桜づつみ整備事業も終了しており、現段階では東地区への延伸計画は考えておりません。

次に、農林業の振興と対応について。

農地の賃貸借料の件については農業委員会より答弁があります。

次に、森林施業やバイオマス発電計画等に関して課題とされる路網整備について、今春、国は26年度補正対応で各市町村の要望を取りまとめたところでございますが、近隣町は要望されたのに本町はなぜ要望しなかったのか。また、制度内容とその経緯についての質問ですが。

本町の林業振興を図るためには、適切な森林施業や路網整備は大変重要な施策であると認識しているところです。それらの施策を推進するために、平成25年度に策定した波佐見町森林整備計画には、水源涵養機能や災害防止機能、木材等生産機能など、森林の持つ多面的機能を最大限に発揮することを森林整備の基本方針としています。

議員御質問の路網整備に係る100%助成事業についてでございますが、これは国の経済対策として平成26年度補正予算に盛り込まれたもので、森林整備加速化・林業再生事業という

メニューでございました。本事業は、地域材の需要拡大と安定供給体制の構築、持続的な林業経営の確立等を図るための緊急対策を総合的に支援するというもので、その項目の中に路網の整備が含まれているものでございます。

そこで、これまでの経過を申し上げますと、昨年4月に県森林整備室から林業専用道に係る計画路線調査があったのを受け、二度川内・水穴線及び宇津保川内線の2路線について、県央振興局林業課や東彼森林組合の担当者と現地調査等を実施し、将来的な整備路線として報告したところです。本調査の段階では、事業予算規模等は一切考慮する必要はなく、真に整備の必要性が高い路線についての調査でありました。

その後、9月中旬に、先ほど申しました国の補助事業の要望調査が実施される動きがあるとの県からの情報を受け、この事業を活用するために本町の森林整備計画にこの2路線を盛り込む必要があったことから、計画の見直しについて県知事と協議し承認を受けたものであります。

早速10月には当該事業の要望調査があり、2路線について要望書を提出し、県と協議を進めていたわけですが、年度末の3月には要望額どおりの予算が満額つくか不透明であることや、28年度への繰り越しができないなどの連絡を受け、この事業への最終的な要望を行うかを内部で検討を行いました。その結果、27年度中の事業完了であることや、財源の問題等々体制の問題、そういうことを考慮した場合に、今回の事業実施は困難であるとの結論に達したわけであります。

以上のような経過であり、今回の事業申請は見送ることとなりましたが、この2路線の整備については、今後の林業振興には重要な路線であるということは強く認識しており、財政負担が少ない有利な補助メニュー等がありましたら実施に向けて検討してまいります。

○議長（川田保則君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（福嶋文徳君）

3番 石峰議員の質問にお答えします。

農林業の振興と対応について。農業改革の流れの中で農業経営が厳しさを増しており、特に水田農業の所得が激減している。この一要因として、経営所得安定対策などの交付金の削減と農地の賃貸借料が大きく影響していると言われている。こうした現状から、農業経営の安定を図る観点から標準小作料制度が廃止されている現在、実情に合った参考賃貸借料につ

いて、農業委員会、農政サイドの関係機関で協議し、適正な算定を公表開示すべきではないのかという質問に対しまして。

議員御指摘のように、これまで農業委員会が地域の実情に応じて小作料の標準となるべき額、標準小作料を決定し、公表してまいりましたが、この制度が平成21年度に農地法の改正により廃止されました。もともと標準小作料制度の趣旨は米価とともに連動していたようですが、実態に見合った標準的な小作料を定め、高額な小作料を抑制し、借り手の農業経営の安定に寄与する制度でありました。しかしながら、近年においては実際に取引される小作料（実納小作料）と標準小作料との差が平成18年にはほぼ等しくなってきたことなどの背景を受け、制度廃止につながったものであります。

改正後の農地法においては、地域における賃借料の目安とするため、実際に成立している賃借料情報を提供する農業委員会に義務づけていることから、本町においても平成22年度から前年実績の平均値をホームページで公表しているところでございます。

御指摘のように米価の下落や交付金の削減などで、担い手などの農業経営にとっても厳しい状況でありますので、農業委員会としましても、これからの現状を真摯に受けとめ、実態に合った参考賃借料の設定についての検討を始めたところであります。

参考賃借料の設定の動きは東北地方などで活発化しており、多くの地域が大幅に引き下げられている状況であります。本町におきましても、まだ具体的な方針、設定基準などは定めていないため、今後とも本町の農業経営が安定的かつ持続的に推進されるためにも、早急な対応に努めてまいります。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

この春以降、介護保険料をはじめ、いろいろな食料品等の値上げが続きまして、さらに年金は引き下げるといった状況で、庶民の生活は非常に不安と厳しさが増しておるわけです。また、その生活保護の受給世帯も年々増加しているといった中で、年配者をはじめ、多くの町民ができるだけ自己の負担や行政等の負担を軽減して、なるべく健康寿命を延伸したいと願って、日々ウォーキング、あるいはジョギング、あるいはグラウンドゴルフ等、運動に取り組まれておるわけです。先ほど言われたように、町の取り組みとしてもいろいろやってはおられるわけですが、この健康志向の高まりというものを行政としても大いに支援を

していくべきだと思うわけですね。

特に団塊の世代が65歳を超えた今、健康、体力保持のために手軽にできる運動がますます盛り上がりを見せてくると思っております。そうしたことに對しまして、町として健康ポイント制の導入とか、島原市がやっておったんですけれども、そういったポイント制の導入、あるいはグッズを配付するとか、あるいは何らかの手を打って町民の健康保持と一層の医療費、介護費の抑制に努めるべきと思うんですけれども、今後こういったことに対する対応についてどういう考えなのかをお伺いいたします。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議員お尋ねのとおり健康寿命ですね。寿命じゃなくて、健康な寿命を延ばす努力というのは大変必要だと思っております。そのことによって医療費の抑制というのがおのずと行われていくことと考えております。

今後、町としても、町の行政でできる範囲というのは余り大きく変わってこないわけなんですけれども、それを取り巻くいろいろな民間の事業者さんとか、そういういろいろな事業者さんと提携をすることで、町全体、町長の答弁の中にもございましたように、行政と民間と、それと地域と一体となったところで健康づくりのほうに取り組んでいこうと考えております。先進事例ということもございまして、国の先進事例というのでは、近くでは熊本のほうの先進事例というものがございまして、町全体を挙げた健康づくり事業を行われております。そのようないろいろな事業を参考にしながら、健康づくりを町民挙げてできるようなことで行ってまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

そういった先進事例を見ることはいいことなんですけれども、現在、町内において相当数の方が、一般のスポーツはもちろんなんですけれども、個人でできるウォーキング等を朝夕、あるいは日中、至るところで取り組まれておるわけなんですけれども、その実態とか状況について調査した経緯はあるのかどうか。それと調査した結果はどうだったのか。あるいは、また実施をしていなければ、ぜひ一度、自治会等を通じて健康づくりの運動の取り組みの状況を調

査を行って、その機運の高まり、あるいは健康づくり志向と医療費の抑制ということにつながっていくべきと思うんですけど、このあたりはどうですか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

全町民を対象としたそのような調査は現在行っておりませんが、第6期の介護保険計画をつくる段階で、ちょっと高齢者を対象にしたニーズ調査を行っております。その中で申し上げますと、やはり多くの方々が自分でウォーキングとか、ちょっとした運動をしながら健康を保っているという方が、やっぱり七、八割の方がおられます。体が健康な高齢者の方々ですね。やっぱりそういう方々が実際おられるということで、全体の健康に対する意識というのがどうなのかというのは、今後必要であればアンケート等をとって実施してまいりたいと思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

今、必要があればおっしゃいましたけど、ぜひ調査を行っていただきたいと思います。

先ほど町長もおっしゃいましたとおり、みんなで歩こうヘルシーウォークが桜づつみであったわけですが、100名程度の参加があつて、町民の方々は常に運動を通じて、いつまでも健康で体が動かせるといった喜びを感じ、健康志向運動を実感されているものと思うわけですが、万一、体調を崩して大病を患ったり、あるいは家に引きこもったりした場合には、家庭の環境が変化が生じ、経済的にも精神的にも非常に不安定と不安が大きさを増してくるんだと。そういったことで大きな痛手になる可能性があります。

健康推進課が各地区で予防啓発をする段階で、高血圧とか糖尿病等が重症化したら、年間六、七、八百万かかると、こういった負担になるといったことを説明しとったわけですが、これも、これが10人、20人、そういった重症者が出たとすると、数千万から1億かかるわけですね。だから、この全体の医療費も当然増高していくわけですから、予防と、この健康維持のために町がより一層の推奨をするといった機運を高めるべきと。同僚議員がおっしゃいました介護予防も含めてなんですけれども、もっと若い世代から運動に親しむといった、そういった機運をもっと取り組んでいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

健康づくりについては、議員おっしゃるとおり、そういう病気になってからでは遅いということで、特に行っています国保の特定健診ですね。まず健診を受けて、体をチェックし、そして何もないければ、あとは運動しながらそれを続けていくと、体力を持続していく。例えば、ちょっとしたところで問題点があれば、そのチェックされた項目について改善していくというのを、町の保健師なり管理栄養士と一緒にしてするという保健指導ということも行っております。本町の場合は達成率70%ということで、多くの方に保健指導自体というのが実施されておりますので、そこら辺はいいんですけど、また30%の人についてはその実施がされてない。逆に言えば30%の方にされてないという方の重症化が懸念されますので、そういう方々に対しての新たな事業として、その重症化予防ということが叫ばれておりますので、そういう方々に対する健康意識の啓発というんですか、啓蒙というんですか、そういうのは進めていかなければならないと思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

先ほどもありました、町内には桜つつみロード、あるいはラブリバーロードが早くから整備をされまして、健康増進施設として、一部障害者の方も含めた児童生徒の通学、あるいは観光面、あるいは町民はもとより町外者の方も広く利用しているわけです。しかし、先ほど町長がおっしゃいましたように、平成元年と言いましたかね、年数が経過する中で、非常に舗装路面の一部損傷、あるいは亀裂等が生じたり、また、樹木の生育が鈍いということで、桜、あるいはつつじ、こういった面の管理もどうも不十分であるということで感じております。特にそのつつじあたりが、花の咲く時期に適正な剪定がなされていないような、ここ数年余りぱっとしない状況がありますので、そういったものも含めて、よく検討した上で、その作業を取り組んでいただきたいと思います。

せっかく健康維持に努めておられるのに、こうした路面が傷み、転倒したり、あるいは足をくじいたり、けがを負うことがあってはならないと思うわけで、そのためにも十分町として点検と維持補修、肥培管理等に万全を尽くして、町民が安全で快適な、安心して健康づく

りに励めるような施設に持っていくべきだと。また、町長もおっしゃいましたホテルもできましたし、非常に観光資源としても活用できるんだ。そういうことで、観光客の方にも楽しんでいただいているという状況があるわけですが、こういった管理、あるいは整備について、十分細心の注意を払うべきということで、このあたりについて、担当者あたりが定期的に見守り等は実施されているのかどうか。そういった、この管理の対応を含めてお尋ねをしたいと思います。

先ほど言いました、特に万年橋から片淵橋付近と、それから平野地区が非常に路面が剝離して、運動とか通行に支障を来している状況がありますので、早急なその整備が必要と。その計画について具体的にどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

桜づつみのロード、いわゆる桜づつみ河川公園につきましてでございますけれども、議員おっしゃいましたとおり、平成元年に県内で初めて桜づつみのモデル事業として認定を受けまして、約5キロにわたって桜並木の整備がなされております。以来、健康志向が高まって、ウォーキングとかジョギングなど、多くの町民の方々に利用されていただいておりますので、言われますとおり、町としましても健康増進施設でありまして、また、温泉センターとか、新しくできましたホテルを利用されるお客様もますます今後利用が増えていくと思われまので、そういう意味におきましても、やはり重要な観光資源でもあるというふうに私たちも認識しております。

そういう中において、桜並木の生育のおくれもあるということでございますけれども、先ほど町長が答弁しましたとおり、これについては過去に土壌を改良して改植した経緯があるということもございますけれども、その後の生育も余り芳しくない状況が見受けられるということもあまして、土壌以外に何が要因なのかということは改めて調査を行う必要があるというふうに考えております。

また、ツツジにおきましても、場所によっては、時期が来ても花が咲かない状況がここ数年続いていると。これにつきましては、やはり担当の不適切な管理があったというふうに反省をしております。このツツジの剪定作業につきましては毎年業者に委託をしておりますけれども、ここ数年はその委託の時期が遅くなりまして、剪定の適期を逃してしまったことが

その原因ではないかというふうに考えておりますので、今後につきましては、担当者につきましても十分注意をしておりますので、私たちが定期的に河川環境パトロールを行いながら、異常があったら、それにすぐ対応できるような状況、態勢をとってまいりたいと思っております。

また、舗装路面の損傷についても、確かに路面の陥没とか、古いところになりますと表面が傷み過ぎて砂利をばらまいたような、もう舗装をなしていないような部分もありますので、利用させていただいている方につきましては本当に歩きにくい、走りにくいといった状況があることは間違いないと思っております。したがって、一度に補修を行うことはちょっと難しいかもしれませんが、損傷の激しい箇所から年次的にでも補修を行っていきけるよう、今後検討してまいりたいと思っております。適切な管理に努めてまいります。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

おっしゃった管理について、確かにツツジの伐採の時期というのは本当にずれて、花の終わった直後にすればいいんですけども、秋口とか、秋口等についてはきれいになっていい環境になったなという感じがしますが、ちょっとやっぱり翌春の花が見られないといった残念なところがあります。

それと、もう一つは、愛護団体がもうやめたよと、高齢化なんかでやめたよといった状況があるわけですね。そういう中で、担当者に連絡をしても、つるが伸び放題と、そういった中で、運動をされる方に非常に迷惑している、見苦しい点があるわけですね。だから、そこらあたりについても十分その、その時期に担当者あたりも出向いて、適切な処置をお願いしたいと思えますし。

路面の傷みというのは、見られたかどうかわかりませけれども、非常に万年橋から入ったところなんかは、もう子供はちょっと歩きにくいといった状況がありますので、早急にその普通の舗装とか、そういった問題と比べればかなり安くできると思えますので、早急に整備をお願いしたいと思えます。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今、議員がおっしゃいますとおり、町民の方からちょっと話があった際の対応が、そこらの対応がちょっとまずかったという点におきましては私たちも反省をしております。今後はそういった住民の方から苦情なり、お話があった際には即座に対応できるように、私たちも随時、話がなかったかどうか確認をとりながら、迅速な対応に努めてまいりたいと思っております。

あと、その路面の補修につきましては、私がちょっと見たところ、万年橋から西前寺橋しかちょっと見ておりませんでしたので、今言われる川内方面の損傷につきましてはちょっと存じ上げておりませんでした。もう一度確認をしまして、緊急対応をしなければならないような状況でありますならば、即座に対応していきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

もう一つ、そのツツジなんですけれども、愛護団体の方がきれいに管理をされるんですけども、なかなか、余りびっしりで、作業がちょっとしにくいと。少し間隔をあけてもいいんじゃないかといった声もありますので、そこらも合わせて検討願いたいと思います。

それから、現在の桜づつみロードというのは、かつて、その川棚川の兩岸にうっそうとした竹林があって、五里の竹林と呼ばれて、水害とかから集落、農地を守ってくれていたと感じておりますけれども。この豪雨時に幾度となく氾濫したこともあって、昭和33年5月に平瀬地区を皮切りに川棚川の改修工事に着手したというような、歴史的な昭和の大事業として護岸が整備されたと聞いておりますけれども。現在その8キロに及ぶ桜づつみロードに生まれ変わっておるわけですけれども、当時の施策、あるいは民謡とか口伝、そして庶民の苦労話とか、そういったものを歴史的な背景を観光資源として、観光PRに、最近よく言われる物語ですね。そういったものに生かしていけば、もっと感銘を受けて感動を与えるのではないかと思うわけですね。

だから、その桜づつみも、桜花らんまんのときは、一部にはそういった芳しくないところもありますけれども、徐々に、もう27年を経て、やっと思やすくなってきております。そういったその桜を生かしたまちづくりといえますか、そういったものをやっていただきたい。ただ、余り大きくなり過ぎて、ウオーキングするときに枝が支障になるといった部分もありますので、そこもあわせて少し管理を徹底してもらいたいと思います。

それと、これは肥培管理については、当然オーナー制度も設けていらっしゃると思いますので、ここらとの肥培管理については、もっと町としても指導徹底をしてですね。きれいにいつもされているところが多いわけですが、一部には徹底していないといったところもあります。また、オーナーがいないところもありますので、そこらあたりを、もうちょっと肥培管理を推奨しながら、一大桜の名所として仕立て上げてはどうかと思うのですが、いかがですか。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

確かに議員おっしゃいますとおり、この桜づつみロードにつきましては、もう二十数年整備されてからたっており、町の有名な観光施設でもありますので、もっとPRをしながら、そしてオーナー制度も設けておりますので、そのオーナーにも自分の木に対しては愛着を持って管理をしていただくというふうなことでお願いはしていきたいと思っております。

桜の木につきましては、現在650本ほどありますけれども、オーナーになっていただいた木はその半分ぐらい、約300本であります。半分がオーナー制度による植樹ということでもありますけれども、ただいま申しましたとおり、やっぱりオーナーの方にも維持管理につきましてはお願いをしていきたいというふうに思っておりますし、そのオーナーでない木につきましては、町がしっかり管理していきたいと考えています。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

桜づつみの管理について、担当者にも年間を通じてちゃんとスケジュールがわかっているはずと、こういうことは二度と起こらないように、きちんと年間計画、3カ月計画、1カ月、その都度、ちゃんと上司に連絡をしながら、きちんとした管理をしてほしいというを言っております。それをぜひ徹底をしていきたいというふうに思っておりますし。

また、歩道が非常に荒れてくる。全部歩いて点検をして、そしてABCランクに分けて、ひどいところから年次計画を立てて、一、二年のうちにできるようなそういう計画を立ててほしいというふうに思っております。特にやはり陥没のしとところは早急にせないかんだろうし、そして、できれば同じような状況であれば、温泉近くから先に優先的にしたほうが

いいんじゃないかなと、よその方にはですね。せつかくの今までずっとやってきたことでございますので、責任持ってやるように指示をいたしております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

ぜひよろしくをお願いします。ただ、陥没しているところは、湯治楼から下りまして、久村商店の前付近の護岸側が陥没して、そこがえぐれているんですよね。そういったところも確認をしてください。

次に行きたいと思います。

先ほど言いました東区の延伸については考えていないといったことであるわけですがけれども、特に地区住民の方は県道とか、現状として、県道、あるいは町道、あるいは農道等を利用して健康づくりに努められておるわけですがけれども、その快適で安心したその施設を使えるような環境を整えていくべきであると思うんですね。

この間、新聞に載っておったんですけども、本明川ですね。あそこの護岸、これは当然国土交通省の管轄でしょうからあれですけども、そういった親水性がある、河川に親しみのあるといった散策路を、非常にここ数年、昨年度は15万6,000人ぐらいが散策路を使って健康づくりに、あるいは散策をしたといったことがありますので、その桜づつみロードの補助事業制度はもうなくなってしまったかもしれませんが、ほかの事業があれば、ひとつ検討いただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど申し上げたとおりでございますけれども、やはりそれ以外にも予算が、いろいろな分野において優先的にしなければならない継続事業とか、そういうふうなことがありますので、よっぽど、ある面ではそういうふうな特殊な補正予算なり、ぱって湧いたときに、そこにしかはまらんような制度があれば、そういうふうな振り向け方もできるだろうと思っておりますけれども。要はその河川の歩道ができる環境、状況にあるかということですね。すーっていけるようなところまでは来ているんじゃないかなと。それから先はちょっと整備をするには非常に困難を伴うような感じがいたしております。そこにある意味、こういう事業をして

くれ、ああいう事業をしてくれというのがいっぱいありますので、そういう中を十分検討しながら判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

町長がおっしゃられたように、確かに上を見ますと、中央小跡地から湯無田地区ぐらいいまで、かなり接続した状況じゃないわけですので。しかし、散策等には向くんじゃないかと思っておりますので、検討をお願いしたいと思っております。

次に行きたいと思っております。

農業委員会の、21年の農地法の改正によって標準小作料が廃止されて、小作料が公表をされない。いわゆる小作料というものが見直されたわけですね。だから、それにかわる参考貸借料ということで、非常に全国的に、会長も御存じでしょうけれども、大幅に引き下げて開示をする動きが広がっているというふうな状況がございますので、本町においても、そういった、先ほど言いましたように、経営安定対策なんかは半減している状況ですので、ある程度、農業委員会、農林サイド、あるいはその地主関係等と協議をして、実情に合った算定ですね。それと、公表開示をお願いしたいと。

あわせて、その地帯区分ごとの額あたりも少し細かに示していくべきじゃないかと。それとあわせて、農作業賃金も平成22年ぐらいいを最後に広報に載っておりませんので、先ほど会長の答弁にありましたように、ホームページには載っていると思っておりますけれども、年に1回でするので、広報誌等に掲載をして公表をしていくべきだと思うのですが、どうですか。

○議長（川田保則君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（福嶋文徳君）

議員さん指摘のとおりでございます。先月の総会の後にそういう小作料の件について、ちょっと雑談的なものを出したわけですね。今回、この議員さんの質問に当たって、ことしは久々に各方面から借りて、貸して、そして一般的に小作料というても、平たんな農地もあれば山間部もありますので、いろいろな部署から選定委員さんを選んでいただきまして、小作料の決定をしたいと思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

よろしく申し上げます。次に行きたいと思います。

先ほど町長答弁にありましたように、町では平成24年の4月だと思えますけども、今後の10年間の森林整備計画方針が定められて、先ほど言われたような水源涵養とか地球温暖化防止、それから森林施業、それから路網整備に努めると、るる掲げられているわけですけども。こういった中で、先ほどは答弁としては、要望は内部でやる協議をした結果だとおっしゃいましたけれども、林業振興ですね、課題が路網の整備であるといったことは、12月の議会の一般質問の折、あるいは同僚議員のそのバイオマス計画の中で、林内路網の整備をすべきと、よい制度があれば活用したいという答弁があったわけですね。それにおいて、その3月において要望が、調査があったのに出せなかったといった状況。形としては出されているんでしょけれども、実際その県の要望の中には上がってっていないわけでしょう。

だから、その国あたりも農林業の地方創生事業の一つとして捉えて、こういった補正等を組んでおるわけですから、そこらに実際捉えられていたというようなところが、どうもやっぱり私としては疑問があるわけですね。だから、ここの判断をされたのに、トップまで入って判断されたのかどうか、そこらあたりはどうなんですかね。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

この件につきましては、3月末に県から話があって、30日か31日だったですかね、きょうまでに返事をしろという話ですね。県の申し入れもちょっとあんまりなんですよ。制度上はもう100%、国、県が持つというようなことでありましたけれども、答弁にありましたように状況によっては地元負担もありますよと。先にどこかの市町が事業をやったときに地元負担があったということもありましたし、そういうことを県から前もって言うということになれば、これはあるんだろうなという判断もいたしました。

それと、3月末で補正を組んで、27年に繰り越した場合には、もう補正ができないわけでありまして。それと27年度中に事業を完了せんばということになれば、体制の問題等もあって、特に農林課の農林土木につきましては、大きな圃場整備の計画も今進んでおりますので、

そういうこともあってやむを得ず断念をしたということでもあります。

言いますように、そこは2路線については既に計画として上げておりますので、また条件のいい事業があれば取り組んでまいりたいというふうに思っております。余り県のほうも話が急で、一両日中に返事をしろといっても、なかなかそう簡単には、年度末であれば特にいかない。もっと年度の中途であれば対応の仕方もあったろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

先ほど言われた2路線については、これは以前からの計画が上がっておったと思うんですね。宇津保川内線と岩屋線について、1,300メートルと5,000メートルですか。この計画についてはあつたと思うんで、この要望を、この計画でいけば27年度の着手見込みという計画があるわけですね。だから、もう少し真剣に取り入れていただければ、もっと進んだんじゃないか。

こういったことが、往々にして先ほど副町長がおっしゃったように、メールで来て、事務担当者に来て、早う上げなさいよと、そういったもんで、忙しかけん、どうかといった面がなきにしもあらずですので、こういったことがその一担当者で、事務処理が一担当者でとまっておつたとするならば、非常に担当業務の遂行、あるいは現状の把握、議会答弁をされている、トップは答弁されているその課題解決のその認識と、認識不足と言わざるを得んと思うんですね。

とにかく我々町民側からすれば、議会の答弁というものは非常に心強く感じているわけですから、言葉は悪いですけども議会軽視といった面と捉えられがちなんですね。今後はそういうことのないように、ひとつ対応をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

副町長。

○副町長（松下幸人君）

決して議会軽視とかそういうもんじゃなくて、事業をやる場合においては、やはりきちんとした計画を立てながら、繰り越して1年だよということになれば設計からやっていかんばならんということもございますし、また、先ほど言いますように二人の体制であれば、なか

なか設計から施工、事業完了というのが非常に厳しい。特に5,000メートルも幾らもあつたら、年度完了でするのはどうかなということもあつて、結果的には年度末ぎりぎりだと思うものですから、そのようなことにしたわけでございます。

先ほど申しましたように、もっと早い時点でそういう事業がきちんとした形でしておれば当然取り組んでおったというようなことでございますので、どうかひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

事情はわからんこともないですけども、その森林施業をはじめとして各種事業は東彼3町、東彼、東彼杵、川棚、波佐見、それと東彼杵森林組合といった中で事業をやっていくわけですので、このあたりは十分連携を密にして、連絡協議を含めながら、ある面は県央振興局との話の中で十分突き合わせをしながらやってもらいたい。今後においても少ない職員で業務遂行であるわけですから、町民が行政に対する、その理解と信頼を損なうことのないように指導徹底をお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど副町長も言いましたように、当然100%だからやりたいことはやまやまでですけども、言うように県の取り組む姿勢も、もっと早い時期に、1月だったらまだ人事もしとらんわけですね。ところが、やっぱり農業の土木のほうは、田ノ頭、川内、圃場整備の大きな事業を抱えながら、3月末になってですよ、こうして一両日中に決めなさいと。そして繰り越しはできないと。そんなことで、我々はやっぱりある面では体制も整って、ちゃんと1年間をもってこの二人体制で、こういう田ノ頭のあれをやりながら、この林業のやれるという可能性があれば、臨時でも雇ってやればできるという可能性があれば進めておる。ところが、その状況で一両日にやれという、そんな無茶なことはというようなことですね。

最終的にはそういうことで、やはりやった後にできなかったことによって信頼を失うということになれば、もっと大変になってくるんじゃないかなというふうなことも考えまして、やはり県も国から言われて慌ててやったというような、そういう状況だったんじゃないかな

というふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思いをします。

○3番（石峰 実君）

終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、3番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。15時45分より再開します。

午後3時32分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 古川千秋議員。

○4番（古川千秋君）

先般、厚生労働省が2014年（平成26年）の人口動態統計を公表いたしました。その内容は、26年の1年間に生まれた赤ちゃんが100万3,532人で、25年と比較して2万6,284人少なく、過去最少だったとのことであります。その主な原因としまして、人口の多い団塊ジュニア世代が40歳台となり、出産年齢が過ぎつつあることとされています。また、人口の自然減は26万9,488人と、佐世保市の人口を上回る数値となっております。このことは少子高齢化が加速している現状を浮き彫りにしたと言えます。

本年4月スタートした子ども・子育て支援新制度の推進は市町村にとって大きな課題であり、その役割は大きいとされています。このことは行政だけの問題ではなく、職場、利害関係者である地域住民、事業者など全ての課題でもあります。

それでは、通告しておりました波佐見町歴史文化資料館（仮称）について、今後の建設計画に当たって町長の所信をお伺いいたします。

歴史文化資料館については、以前より波佐見町史談会をはじめ文化協会などから建設の要望があつていたと聞き及んでいます。また、第5次波佐見町総合計画においても、貴重な町の歴史資料を保存し活用して後世に伝えていく必要から、早期実現を図る必要があるとされております。さらに一瀬町長の5期目に向けての施政方針においては、新しい芸術文化を感応する場所と人を育て、感性あるまちづくりを目指すとされています。

まず、1点目は、この歴史文化資料館を生かし、既存の施設である総合文化会館、陶芸の館、鬼木農具資料館、民間の資料館などや文化財などと連動させ、第5次町総合計画に掲げる基本目標の豊かな心を育み、人が交わるまちづくりをどう進め、つなげていかれるのか、お伺いいたします。

次に2点目は、第6次町行政改革大綱の重点目標に掲げられている、効率的、効果的な行政経営についてであります。施設は時代に即した施設機能の集約化、複合化を進め、管理運営などでの経費の圧縮、施設総量の抑制を図るべきと考えますが、どのようなお考えでしょうか。

また、長期にわたり多くの人々が来館するような施設となるよう、地域コミュニティを踏まえた配置と利便性を勘案したものにすべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に3点目は、建設計画においては、まず基本構想を策定し、基本設計に入り、実施設計に取りかかるため、策定委員会などを設置されると思いますが、選ばれた人だけでなく、立地する地域や5自治会など町民の話を聞く機会を設ける考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目は、建設費の財源はどのように賄われるお考えでしょうか。

5点目は、施設が建設された場合、旧町公民館、現教育委員会分室は取り壊され、普通財産となりますが、跡地の活用はどうされるのか、お考えがあればお伺いいたします。

以上、壇上の質問は終わり、あとは発言席から再質問させていただきます。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 古川議員の御質問にお答えいたします。

（仮称）波佐見町歴史文化資料館の建設計画については、議員おっしゃるとおり、史談会、文化協会等をはじめ町民の要望もあっていることから、第5次総合計画に歴史資料館の建設を重点事業として掲げており、資料館を建設し、貴重な歴史資料等を保護し、後世に伝えていくことが重要であると考えております。

まず、御質問のこの歴史文化資料館を生かし、既存の施設や文化財などと連動させ、豊かな心を育み、人が交わるまちづくりをどういうふうに進めていく考えかという質問と、基本構想、基本計画を進めるため、策定委員会等の設置についての御質問は教育委員会より答弁

があります。

次に、第6次町行政改革大綱の重点目標に効率的、効果的な行政経営と掲げられている。施設は、時代に即した施設機能の集約化、複合化を進め、管理運営等での経費の圧縮、施設総量の抑制を図る考えはあるのか。また、地域コミュニティを踏まえた配置と利便性を勘案したものとするべきと思うがどうかという御質問ですが。

貴重な歴史資料等の保護を所管する教育委員会の文化財保護係及び文化財整備係は旧公民館に配置しているところですが、施設は耐震性も低く老朽化が進んでおりますので、歴史資料館建設後は担当者を本施設内に配置し、通常業務とあわせて管理運営に当たらせ、効率的、効果的な行政経営を進めていきたいと思っています。

次に、施設は時代に即した施設機能の集約化、複合化を進め、管理運営等での経費の圧縮、施設総量の抑制を図る考えはあるのかとのことでありますが。

現在町内において集約や複合化すべき施設はないものと考えていますが、今後も効率的、効果的な施設の配置に努めていきたいと考えています。

また、長期にわたり多くの方が来館するような施設となるよう、地域コミュニティを踏まえた配置と利便性を勘案したものとするべきと思うが、どうかの御質問であります。

歴史の造詣の深い専門家の方々はもちろんのこと、関係機関や地域住民の皆さんの意見を聞き、周辺地域との一体化を図り、地域の活性化につながっていくような施設を考えていますので、策定委員会等で十分検討、協議をいただき、御提案いただければと思っております。

次に、建設費の財源はどう考えているのかという御質問ですが。

資料館の建設費用につきましては、補助対象となる事業がないことから、交付税措置のある起債事業として実施したいと考えています。起債の対象事業は、用地費、実施設計費、補修費、改修費、収蔵庫整備費、屋外トイレ整備費及び工事管理費であり、基本構想費と事務費は対象外となります。起債対象事業費のうち90%が起債となり、うち交付税30%が後年度において交付されますので、最終的な一般財源の負担割合は約73%になります。

次に、施設が建設された場合、旧町公民館、現教育委員会分室は取り壊され普通財産になると思われるが、跡地の利用は考えているのかという御質問ですが。

旧町公民館、現教育委員会分室は昭和42年に建築されたものであることから老朽化が進んでおり、今後の使用は難しいと考えています。建物は最終的には取り壊すこととなりますが、跡地の活用については今後十分検討してまいりたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

古川千秋議員の御質問にお答えをいたします。

波佐見町歴史文化資料館（仮称）の建設計画について。

1点目は、歴史文化資料館等既存の施設や文化財などと連動をさせ、豊かな心を育み、人が交わるまちづくりをどういうふうに進め、つなげていく考えかとの御質問ですが。

歴史文化資料館は、本町に有する貴重な文化遺産を保存、公開し、町民や子供たちが学ぶ歴史教育の場として、その必要性は高く、本町の歴史的な価値を高めることのできる最適なものでございます。さらに歴史文化資料館の存在は、町民や子供たちの誇りを醸成し、豊かな心を育むとともに文化度を高めることが、本町の存在感を発揮し、知名度を向上させることにもつながるものと考えます。また、町内外の多くの方々に発信する拠点としても重要な役割を果たし、交流人口の拡大にも寄与できるものと思います。

歴史文化資料館には、展示スペース、収蔵保管スペース、作業スペース、事務所研究スペースが必要であり、これまで陶芸の館や農民具資料館で分室にはない展示機能を可能な範囲で行い、補ってまいりました。しかし、築50年を経た現分室は建物の老朽化が著しく、安全性が問われ、また、本来の資料館の機能が十分でないため、早急に代替施設が必要な状況にあります。したがって、今後資料館の建設に当たっては、展示スペースをはじめとする4スペースを確保し、他市町にないやきもの文化を中心に農文化や生活文化を深く紹介するとともに、文化遺産を保存公開する新たな場として整備したいと考えております。

また、平成23年度に寄贈いただきました藤田コレクションや、平成26年度に寄贈いただきました三上コレクションのコーナーを設けるとともに、本町出身の偉人コーナーなども設け、本町の歴史の深さを紹介したいと思っております。

陶芸の館につきましては、広く波佐見町を紹介する施設とし、歴史文化資料館や鬼木農民具資料館、橋んきわ資料館へつなぐ役目を担い、それぞれのすみ分けを行い、特色を生かした施設となるよう努めたいと思っております。

現在、本町では陶農体験や町内施設を活用した観光事業が活発に展開されており、本資料館もまち歩き観光拠点施設として有効な場となるものと判断をしているところでございます。

次に、建設計画における基本構想等の策定委員会の設置に関する御質問でございますが、

今後建設への方向性が固まった時点には、波佐見町史談会をはじめ広く町民の方へ周知を図り、建設への理解をいただきたいと思っております。また、検討委員会等も設置をし、専門的な御意見を賜りながら、建設に向け準備を進めたいと思っております。

議員御質問の立地地域や自治会など町民の意見聴取につきましては、資料館が立地地域のまちづくりの核となり、既存施設との連動により、地域の活性化、交流人口の拡大に寄与するものと思っておりますので、基本構想策定の時点で可能な範囲で参画をいただき、御意見を賜りたいと思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

どうもありがとうございました。

今の町長、教育長からの答弁を聞きまして、まず、この歴史文化資料館が建設されたことを想定しまして話をするわけなんですけれども。現在の陶芸の館は具体的に、特に2階部分はどのようにやはり持っていかれるのかなということが一つ心配もありますし、先ほどの答弁の中では、鬼木の農民具資料館は、そちらから、この資料館から発信していくんだというふうなことで、そのままのものとなるような状況でありました。それから橋ん谷農民具資料館ですか。（「橋んきわ」と呼ぶ者あり）橋んきわ、済みません。そこについても、極端に言えば、現状のままで、そういうふうなこの資料館からつなげていくんだというふうなことなんですけれども。これはそれぞれの資料を持ち寄って、この新しい歴史文化資料館に古陶磁とあわせて展示するというふうな考えではないのですかね。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

既存の施設のそれぞれの資料につきましては、基本的にはそのまま残す考えでおりますが、今度新しく建設をした場合の資料館においては、それぞれの核となるものも集めて、その割合については重軽がございますけれども、全く既存の施設から持ってこないということは考えておりません。ある意味では総合的な資料館とは考えておりますが、どこに基本を置くかということが問題になるわけで、それぞれの既存の施設の資料につきましては、その重要なものをポイントポイントに資料館の中に持ってきて展示をすると、公開をするというような

構想を持っておりますが、今後、まだそれは構想の段階でございまして、検討委員会等を立ち上げて、どういうふうなその資料館の仕組みを立てていくのかという具体的なことは、まだ方向性を持っておりませんので、全体の大まかな構想としては、資料館だけのものじゃなくて、いろいろなものを集約した総合的なもので資料館の展示はしていきたいというふうに考えております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

私も、まだそういうふうな専門家の意見等も反映させられて、正式にはそういう方向は決まっていくなだろうと思いますが、やはり事業を計画する上においては、ある程度こういう考えを持って、今、教育長が仰せられませすように、こういう考えを持って今、計画に当たっているんだということが前提にあるわけです。

そういうふうな中におきまして、私は、先ほどの答弁の中にありましたように、いわゆる歴史教育の一つの場であり、文化度を上げるところの文化発信の拠点施設としてなるんだと。そういうことであれば、現在の橋んきわの農民具資料にしましても、鬼木の農民具資料にしましても、これは保管する施設ということで考えていくべきなのか。例えば、小中学生を歴史文化資料館のほうに視察をさせれば、全てがそこで私は見られるものだと、極端に言えばやきものにしましても、そういうふうな一つの製作段階から全て見られるんじゃないかというふうなことを置いとったものですから、いや、そうじゃなくて、それぞれの施設にまた分散して、ある程度置くんだというふうなことのようにすけれども、そういう考え方でいいんですかね。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

基本的にはそういうふうな、今のところ我々としては考えているということでございます。歴史教育の場ということで、現在も橋んきわとか、あるいは農民具、あるいは陶芸の館、それぞれ子供たちは活用をしております。したがって、その場所が果たしている役割というものは余り壊すことなく、いわゆるその場でも歴史教育が果たせる場というふうなことは考えておりますが、当然、今度新しく資料館としてつくられるであろうその場においても、

波佐見の農文化、あるいは生活文化を展示をしながら、そこで波佐見の歴史なり生活なりを学習する場としての資料館としても考えていくべきであろうというふうに考えておりますが、繰り返しますが、基本的には古川議員が申し上げられましたものを教育委員会としては考えております。検討委員会にもそのことについては委ねてまいりたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

教育委員会のほうでも大体掌握されていると思うんですけども、橋んきわ資料館におかれましても現在管理をされている方もかなり高齢で、この貴重な資料もあるということでお聞きしております。それで、できればそういうふうは貴重なものは教育委員会のほうでぜひ管理していただければというふうなことで前々からそういうお話もされていますし、建物も、民間の場合はどうしても自分で今度維持管理をしていかないかんということになります。鬼木の場合は、町のほうでああいう形の中で土地の提供等はありませんけれども、ああいう形で手を町のほうも入れて建設されてきた経緯はございますので、非常に今後の対応のやりやすいところはあると思うんですね。しかし、なかなか一部においてはそういうふうなことも、やはり十分今後計画の段階で考慮をしていただきたいなと考えております。

それと、先ほどおっしゃいました陶芸の館は、やはり上が展示資料になっておりますが、現代陶芸を含めて展示資料になっておりますが、下が販売というふうなことに、物販になっておるもんですから、年間6万から7万人の方があそこに足を運んでいらっしゃいます。そういうようなことから考えますと、その陶芸の館を従来どおり、今のままで、ただ藤田コレクションとかそういうふうなものを新しい施設に移すというふうなことでいかれるお考えなのかですね。あくまでも、これは商工のほうもかかってくると思うんですけども、現代陶芸といいますか、そういうふうなものの新しい感覚でのものに持っていかれるお考えも持つておられるのか。ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

まず、前段の橋んきわ資料館のことにつきましては、古川議員、あるいはいろいろな方か

ら、この保存管理について今後どうするのかということについて、委員会にもいろいろな御要望いただいたり、御意見をいただいたりしておりますので、我々としても貴重なたくさんの資料というものを有効活用するためにはどうすればいいかということについては、今検討をしているところでありますし、貴重な資料というものを大事に波佐見の文化として保存管理をしていく役割を果たすべきかなというふうに思っております。

また、陶芸の館につきましては、先ほど壇上から答弁をいたしましたように、広く波佐見を紹介する場というようなことで今捉えております。歴史にしても、あるいはやきもの文化の歴史にしても、今のところ漠然と波佐見を広く紹介する場としての利活用というふうなことを考えておまして、具体的にこうこうするんだというふうなことまではまだいっておりませんが、あそこに行けば波佐見の全体像が理解することができる、知ることができるという、そういうふうな場にできればなというふうに考えているところでございます。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

歴史文化資料館が仮に建設された場合、やはり私が一番心配するのは、既に市町村にあります歴史文化資料館、これがやはり本当に中核施設としてなっているのかというふうなこと。維持管理関係も非常に心配するところであるわけなんですね。

といいますのは、やはり隣の有田町にしましても、県立の九州陶磁文化会館、これは年間7万人以上の集客を予定して計画されております。しかし、現在、1年1年、インターネットで見ますと報告をずっとされておりますが、年間5万5,000人とかですね。常設展示だけではなくて、学芸員あたりも相当な数を導入されまして、年間二十数回のイベントをされております。特別展あたりをですね。そういうような中において、5万幾ら、そこらの人しか来客者がいないというふうな実態を踏まえますと、やはり施設が本町の場合は点在をするということになっていくわけなんですね。

それで、前から町長もずっと観光の施設として、文化の発信元としてというふうなこともずっと言われておりますが、これをもう少し、やはり陶芸の館の役割、それぞれの農民具資料にしましても、それからもう一つ、民間の施設がございましてですね。そういうふうな古陶磁をしてあるところもございまして。そういうふうなものをどのように私はつなげて、これを生かされていくのか。そこのお考えを、やはり十分認識をしていただかんと、新しい歴史文

化資料館だけが突出したものになってしまうんだというふうなことで、人の流れが私はこれは観光施設で生かしていけるのか。長生きする施設であってほしいと思うものですから、ぜひこの辺を十分考慮した計画になるべきじゃないかなという感じをいたしております。その辺のお考えはありませんでしょうか。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

今おっしゃるように、集客につきましては、九州陶磁文化館、おっしゃるとおりの人数で、5万6,600人ほどが年間来ておる状況でございます。なお、1日175人ぐらいと思っておりますけれども。そういう中で、他町の状況を見ますと、建設当時は非常に来館が多いけれども、3年目以降激減するというような問題というの、隣の東彼杵町においてもわかりでございますけれども、そういう問題点も判断しながら、町長が答弁しましたように、いかにまち歩きの拠点にするか。教育長も答弁しましたように、そういうポイントを持っていくかというのは、波佐見らしい資料館の位置づけというところも考えていく必要があるんじゃないかと思えます。

なお、議員がおっしゃる民間の橋んきわ資料館、これにつきまして民間の方のものでございますので、うちのほうでどうこうしていただきとは言えません。意見を聞きながら、収蔵品を集めてどこへ展示するかとか。あと町内でも今おっしゃるような古陶磁を収集されている方もいらっしゃいます。こういった資料等も含めて、今言いますようなまち歩きの要素を含め、拠点として、そして交流人口の拡大につながっていくような形になっていけばという考えは教育委員会のほうでも持っているところでございます。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

恐らく先進的な事例も、特に近いところでは大分県の湯布院あたりも個別の美術館をずっと回遊して回るというふうなことも前々からありますし、それから長野県とか、いろいろの事例があります。どういうふうになれば、どのような動線をつなげていって、そういう施設を生かしていくかというふうなことが今から大事になってくる。先ほどから来なっせ100万人を目指して、一つの観光の拠点としての施設でもあるんだというふうなことでございます

ので、どっちが拠点なのかどうなのかというふうな、観光客から思われぬように、ある程度やはりすみ分けをしながら、やはりそれをどういうふうにつなげていくんだというコンセプトをしっかりと持って、この計画は取り組んでいただかなければならないのではなからうかと思っております。

それから、やはり私は、従来の資料館的な考え方の果たして資料館でいいんだろうかというふうな考え方をちょっと私も持っております、単なる入館しまして、いろいろな貴重な資料を見せていただいて、それで帰りますというふうなことじゃなくて、外から来られた人が、やはりもう一度訪ねてみたいというふうなことになれば、やはりどうしても年間常設展じゃなくて、イベントを打っていかねばならないと思うんですよね。今の教育長の話では、展示、それから研究施設とか、事務所機能とか、作業機能とか、そういうふうなものが必要なんだということなんですけれども、そのほかにこの施設に必要なものがまだあるのではないかなという感じをするわけですね。

特に一つは、やはり地域の人たちがそこに気軽に訪れるような施設機能があつていいんじゃないかという感じをいたします。果たして、そこに喫茶店なのか、そこの中にできるのかどうかわかりませんが、簡単に言えば、そういうふうにお茶飲みにあそこの施設にちょっと行ってみようかと、そういうふうな気軽に行ける場所であり、またそこでちょっと足を休めて、そこで波佐見からあそこに行き、ここに行きというふうな発信拠点であれば、そういうふうなスペースが十分あつていいんじゃないかなという感じがするわけですね。

ぜひ、単なる展示だけのものじゃなくて、そういうふうなものも備えた施設であつてほしいなという感じがいたします。そういうふうなお考えがもしあられば、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

大変ありがたい御意見をいただきました。やはり基本的には波佐見町ならではの魅力のある資料館というふうなものを基本に置いて建設をしていかなければいけないし、そして、そこには、議員も申されましたように、2回、3回と行ってみようかという、そういうふうな内容のある資料館というものをつくるべきだというふうに構想としてはあります。繰り返しますが、そういう構想につきましては今後十分検討をしながら、よりよい波佐見の特色のあ

る資料館というふうなものを目指しながら計画を進めていくべきではないかなというふう
考えておりますので、十分参考にさせていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

先ほど町長から答弁いただきましたように、専門家だけじゃなくて、やはり町民の人たち
の御意見も反映させたいというふうなことのようですね、ぜひ立地するところの方な
り、または、当然史談会なり文化協会の方とか、そういうふうな町内の文化人の方々の御意
見もお聞きになられると思うんですね、やはりいろいろな方々を交えたところのそう
いうふうな場をぜひつくっていただいて、いいものができるような、波佐見らしいとおし
ゃいますように、波佐見らしい資料館になるように、ぜひそこをお願いしたいなと思っ
ております。特に、やはり先ほど言います、もう基本構想に何か取り込まれるような状況のよう
でありますので、基本構想の時点で、一番その辺が大事なところでございますので、ぜひ
地元の関係者の方々の御意見も拝聴するような場をつくっていただきたいと思
います。

そういうふうなことで、よろしいですかね。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

これも壇上から答弁をいたしましたように、まず基本構想の中でどういうふうな資料館を
つくっていかうかという、そういう話し合いの中で、自治会とか、史談会もそうでしょうし、
あるいは町民の方の御意見を十分賜りながら、よりより波佐見町にふさわしい、そういうふ
うなものをつくっていくべきだと思っておりますので、まだどういうふうな方を選定するか
ということは決めておりませんが、幅広くいろいろな御意見を聞けるような、そうい
う委員会の立ち上げというふうなものを行ってまいりたいというふうに思います。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

町長にぜひお尋ねしたいんですね、この施設をつくるに当たりまして、先ほどから
繰り返し申し上げておりますが、既存の施設ですね。要するに陶芸の館にしましても、これ

を観光施設としてどのようにやはりつなげていくための考え、まちづくりとしてですね。要するに教育の場でもあるでしょうけれども、観光の施設としても、西ノ原から陶芸の館に行き、陶芸の館から、またそういうふうな資料館に行き、ずっといろいろな人々が回遊できるような観光ルートとしてのそういうふうな開発もされるでしょうけれども、その辺に向けての町長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

十分、今まで教育長のほうからもお話がありましたように、観光だけじゃなくして、やはり歴史文化というようなものがより詰まっているところが歴史文化交流館じゃないかなと。ある面では産業の歴史と、そして販売もやりながら、若干歴史も見えるというのが今の陶芸の館じゃないかなと。そういう中で、西ノ原から陶芸の館、世界の窯、そして歴史文化交流館、そして緑青とか、そして金山と、こういうつながりはそれなりにできてくるし、そういう道筋もつくっていかないかなだろうというふうに思っているところでございまして。そういう面では、ある面では観光交流の拠点はそのいうふうにして西ノ原と陶芸の館が思いといいますか、そういうあれがあるでしょうけど、もういっちょ、そこに歴史と文化というのが、今度は歴史文化交流館じゃないかなというふうに思っているところでございまして。やはりそれは町外の方と同時に、波佐見の人が波佐見の歴史文化を知っていただきたいというふうなところで、やはり我々の先人が築いてきて現在があるわけですので、先人の苦勞されたそういう歴史を踏みながら新しい文化歴史をつくっていくのが、次の世代につなぐのが我々ですから、その拠点が歴史文化交流館じゃないかなというようなことで、そういう流れの中で町外の方々にもたくさん入っていただいて、それが観光交流にもつながっていくというふうに思っております。

だから、それぞれの歴史文化にしては、やはり常設と企画を打ったりとか、季節の折にやるとか、時代的にイベントを打つとか、季節の折にイベント、そして歴史的なものとしてそういうふうな企画をすとかというようなことは、やはりこういう皆さんの意見を、我々の考えを述べながら検討委員会を回っていただいて、そして、またある面ではそういうふうな企画展等になってくると、この企画運営のそういうふうな委員会あたりもつくっていいんじゃないかな。そこには若い人とか、アーティストとか、よそからの人の目線も入れていいん

じゃないかなというふうに思っております。

まずは、骨格は、今まで我々の考え方や意見を集約して、そして検討委員会で本来の骨子となるようなものを策定していただいて、それによってさらに磨きがかかるような取り組みをしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

やはり今おっしゃいます、この既存施設の中で、歴史文化資料館の位置づけというのは十分お話をされましたけれども、やはり一番窓口となるのは、私は陶芸の館だろうと思います。当然やきもの公園の既存施設があつて、これはもう以前からずっと話があつておりましたように、波佐見縦貫線の背中に当たるようなところになっているものですから、やはりアクセスの問題が大事になってくるわけですね。

そういうふうな面で、やはり、まずは陶芸の館の辺に足を運び、そういうふうなことから人が流れていく動線ができてくるんだらうと感じいたしますけれども、やはり現在の縦貫線側に対するアプローチが、私は少し、今後検討されると思うんですけれども、この辺をもう少しつなげていけるようなことを持っていかないと、いろいろな施設が波佐見町のほうが点在していくということになっていきますので、この辺を今後十分検討されまして、この資料館を活用を、十分生きた資料館になりますように計画していただきたいと思います。

一応これで質問を終わります。

○議長（川田保則君）

以上で、4番 古川千秋議員の質問を終わります。

以上で通告がありました一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立願います。大変お疲れでございました。

午後4時28分 散会